

平成29年度 第3回たつの市地域公共交通会議 次 第

日 時 平成30年2月28日（水）
午後2時～
場 所 揖龍広域センター2階講座室

1 開 会

2 協議事項

- （1）平成29年度歳入歳出補正予算（案）について
- （2）コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について
- （3）コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの評価・検証について
- （4）播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利用状況について
- （5）播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス バス停の新設及びダイヤ改正（案）について
- （6）たつの市地域公共交通網形成計画実施状況の確認及び評価・検証について
- （7）総合時刻表及びポケット時刻表の発行について（資料は当日配付します）
- （8）バス旅ひょうご企画乗車券の発行について

3 閉 会

平成29年度たつの市地域公共交通会議委員名簿

No.	役員	WG委員	種 別	団 体 名 等	役 職	氏 名	備 考
1	会長	○	市民団体代表	たつの市連合自治会	副会長	満 田 邦 弘	
2	副会長	○	市民団体代表	たつの市連合婦人会	会 計	下 房 仁 美	
3		○	市民団体代表	たつの市老人クラブ連合会	会 長	重 本 文 夫	
4			市民団体代表	たつの市観光協会	副会長	飯 田 健 人	
5			市民団体代表	たつの市商工会	副会長	金 澤 信 義	
6			市民団体代表	たつの市PTA協議会	副会長	今 岡 佐 苗	
7	監事		市民代表	公募委員（龍野）	—	藤 輪 邦 男	
8			市民代表	公募委員（新宮）	—	寺 澤 利 香	
9			市民代表	公募委員（揖保川）	—	西 口 小夜子	
10			市民代表	公募委員（御津）	—	塚 本 敏 昭	
11			交通事業者職員	神姫バス株式会社	姫路営業所 所長	魚 谷 観	
12		○	交通事業者職員	株式会社ウエスト神姫	取締役 業務部長	村 上 正 弘	
13			交通事業者職員	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 神戸支社	総務企画課長	秋 山 秀 則	
14			公益社団法人兵庫県バス 協会の指名する者	公益社団法人 兵庫県バス協会	専務理事	中 澤 秀 明	
15		○	交通事業者職員兼一般社 団法人兵庫県タクシー協 会の指名する者	一般社団法人 兵庫県タクシー協会 （株式会社 龍野タクシー）	西播支部長 （代表取締役社長）	熊 淵 秀 夫	
16			一般乗合旅客自動車運送事業者 の事業用自動車の運転者が組織 する団体の指名する者	神姫バス労働組合	副執行委員長	藤 元 忠	
17			国土交通省近畿運輸局神戸 運輸監理部兵庫陸運部 長の指名する者	国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部	首席運輸 企画専門官	吉 本 道 明	
18			国土交通省近畿地方整備 局姫路河川国道事務所 長の指名する者	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	道路管理 第二課長	中 山 実	
19			兵庫県西播磨県民局龍野 土木事務所長の指名する 者	兵庫県西播磨県民局 龍野土木事務所	所 長	谷 口 徳 男	
20			兵庫県関係行政機関 職員	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長補佐	谷 垣 博 司	
21			兵庫県たつの警察署 長の指名する者	たつの警察署	交通課長	山 本 善 信	
22			交通会議の運営に必 要と認める者	たつの市議会	総務生活 常任委員会 委員長	永 富 靖	
23			たつの市関係機関職員	たつの市	副市長		未選任
24			たつの市関係機関職員	たつの市健康福祉部	部 長	小 谷 真 也	
25			たつの市関係機関職員	たつの市都市建設部	部 長	野 本 浩 二	

（順不同）

平成29年度 たつの市地域公共交通会議 歳入歳出補正予算書（案）

（収入）

（単位：円）

区分			当初予算額	補正額	補正予算額	説 明
款	項	目				
負担金	負担金	負担金	93,144,000	△ 15,000,000	78,144,000	たつの市負担金
補助金	補助金	補助金	7,383,000	2,208,000	9,591,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 7,562,000円 地域公共交通調査事業（計画推進事業） 2,029,000円
繰越金	繰越金	繰越金	35,360	0	35,360	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	640	0	640	預金利息
計			100,563,000	△ 12,792,000	87,771,000	

（支出）

（単位：円）

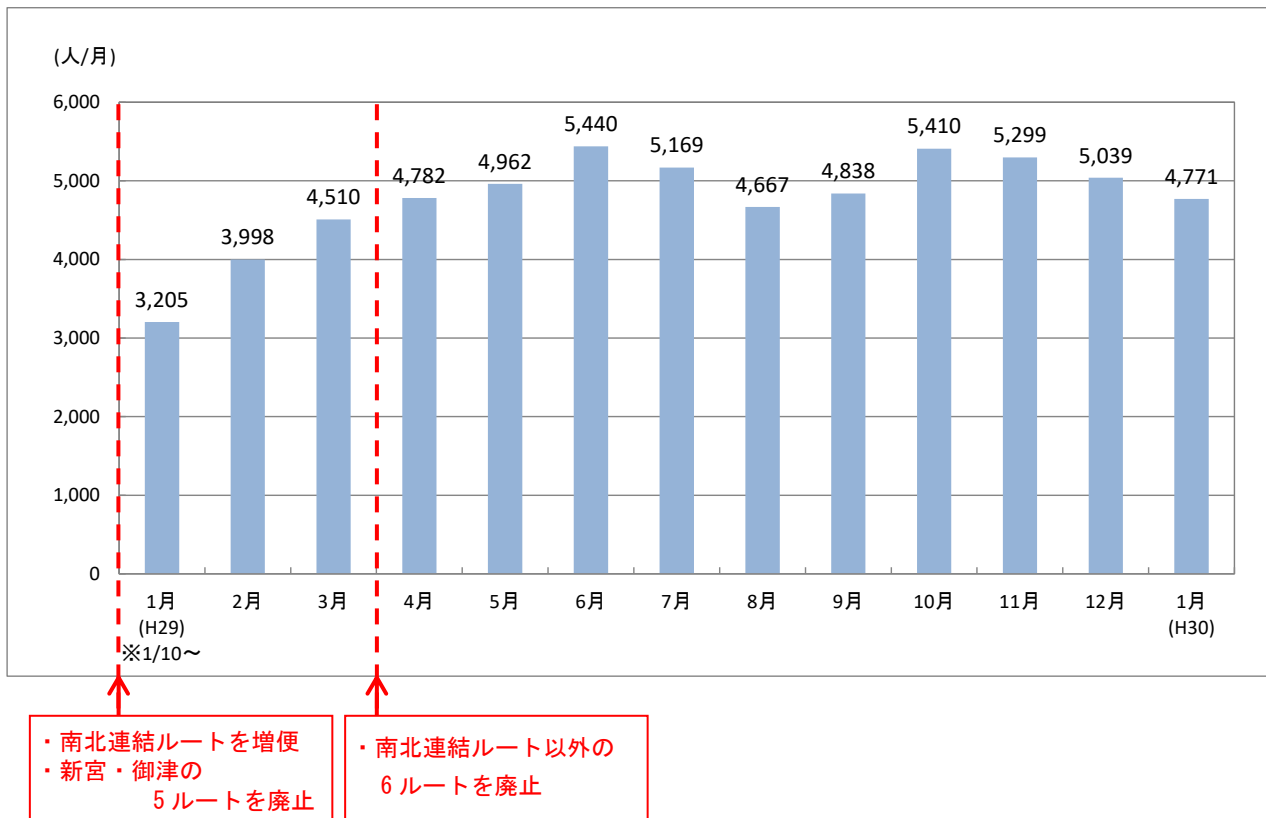
区分			当初予算額	補正額	補正予算額	説 明
款	項	目				
運営費	会議費	会議費	545,000	0	545,000	委員出席謝礼 会長 9,100円×1人×6回＝54,600円 委員 8,600円×15人×3回＝387,000円 WG委員 8,600円×4人×3回＝103,200円
	事務費	事務費	3,718,000	0	3,718,000	旅費 100,000円 事務用品 400,000円 会議賄 30,000円 印刷製本費 800,000円 郵券料 360,000円 電話料金 1,080,000円 IP無線リース料 312,000円 IP無線通信料 636,000円
事業費	事業費	事業費	96,300,000	△ 12,792,000	83,508,000	デマンド交通運行業務 運行委託 55,347,480円 オペレーター雇用 13,563,000円 運行システム 6,097,000円 地域公共交通網形成計画推進業務 計画推進業務委託 8,500,000円
計			100,563,000	△ 12,792,000	87,771,000	

コミュニティバスの利用状況について

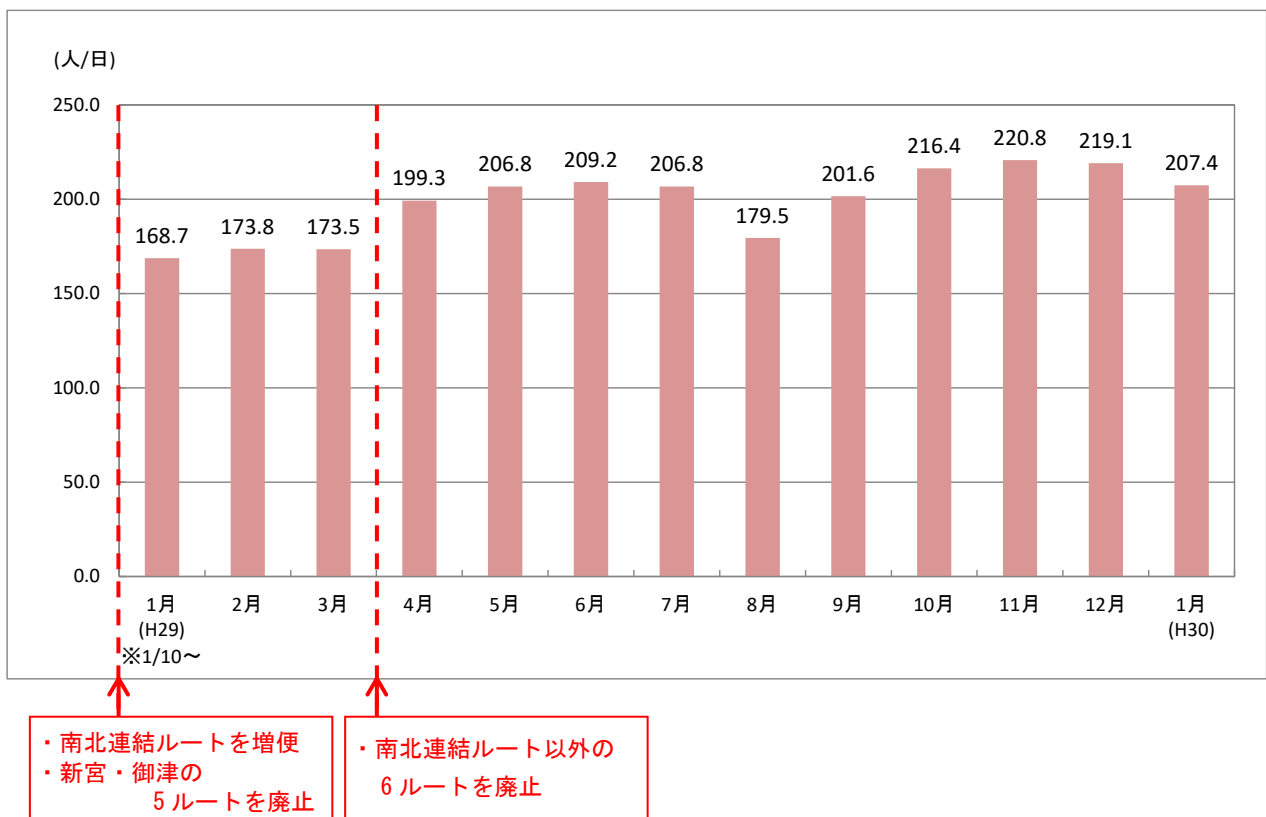
(1) 月別乗車人数

年 月		運行日数 (日)	乗車人数 (人)	1日平均 乗車人数 (人)	1便平均 乗車人数 (人)
H29 (19便)	1月(1/10～)	19	3,205	168.7	8.9
	2月	23	3,998	173.8	9.1
	3月	26	4,510	173.5	9.1
	4月	24	4,782	199.3	10.5
	5月	24	4,962	206.8	10.9
	6月	26	5,440	209.2	11.0
	7月	25	5,169	206.8	10.9
	8月	26	4,667	179.5	9.4
	9月	24	4,838	201.6	10.6
	10月	25	5,410	216.4	11.4
	11月	24	5,299	220.8	11.6
	12月	23	5,039	219.1	11.5
H30	1月	23	4,771	207.4	10.9
計		312	62,090	199.0	10.5
参考:H27(13便)		294	41,673	141.7	10.9

(2) 月別乗車人数の推移



(3) 月別 1 日平均乗車人数の推移

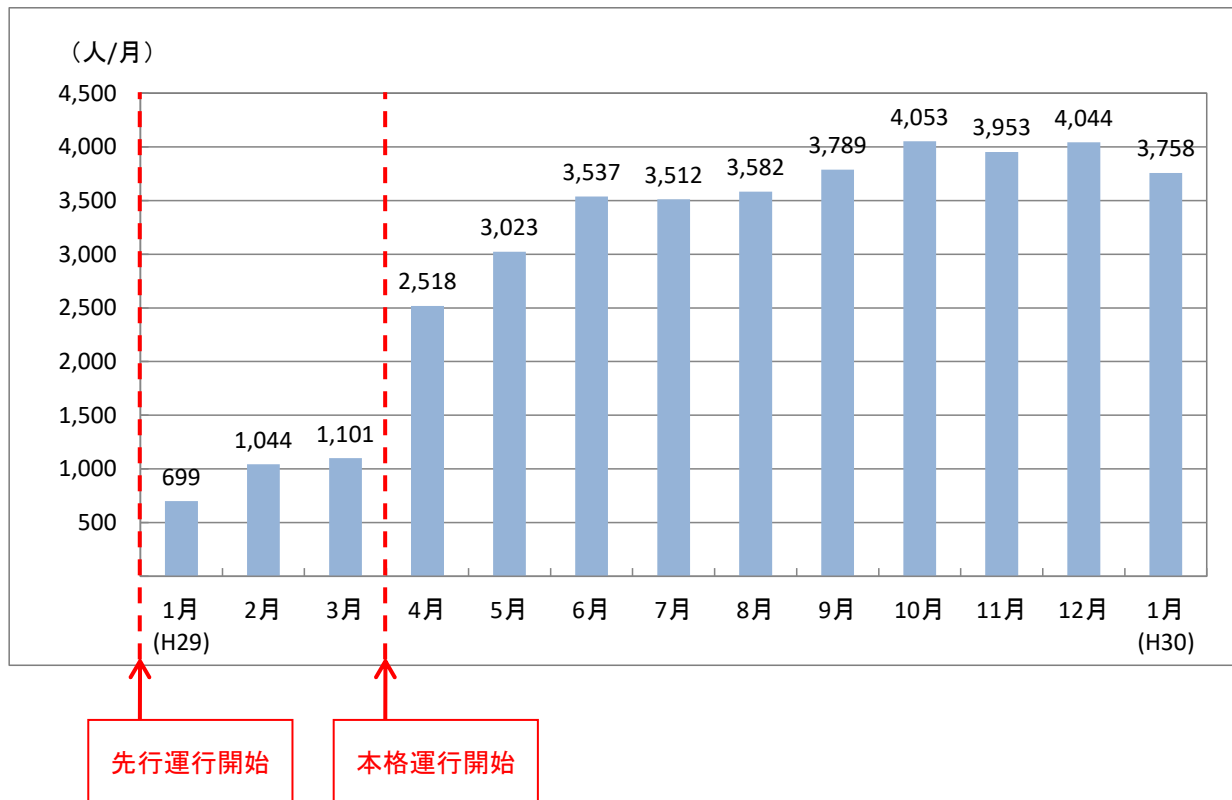


市民乗り合いタクシーの利用状況について
(平成 30 年 1 月末時点)

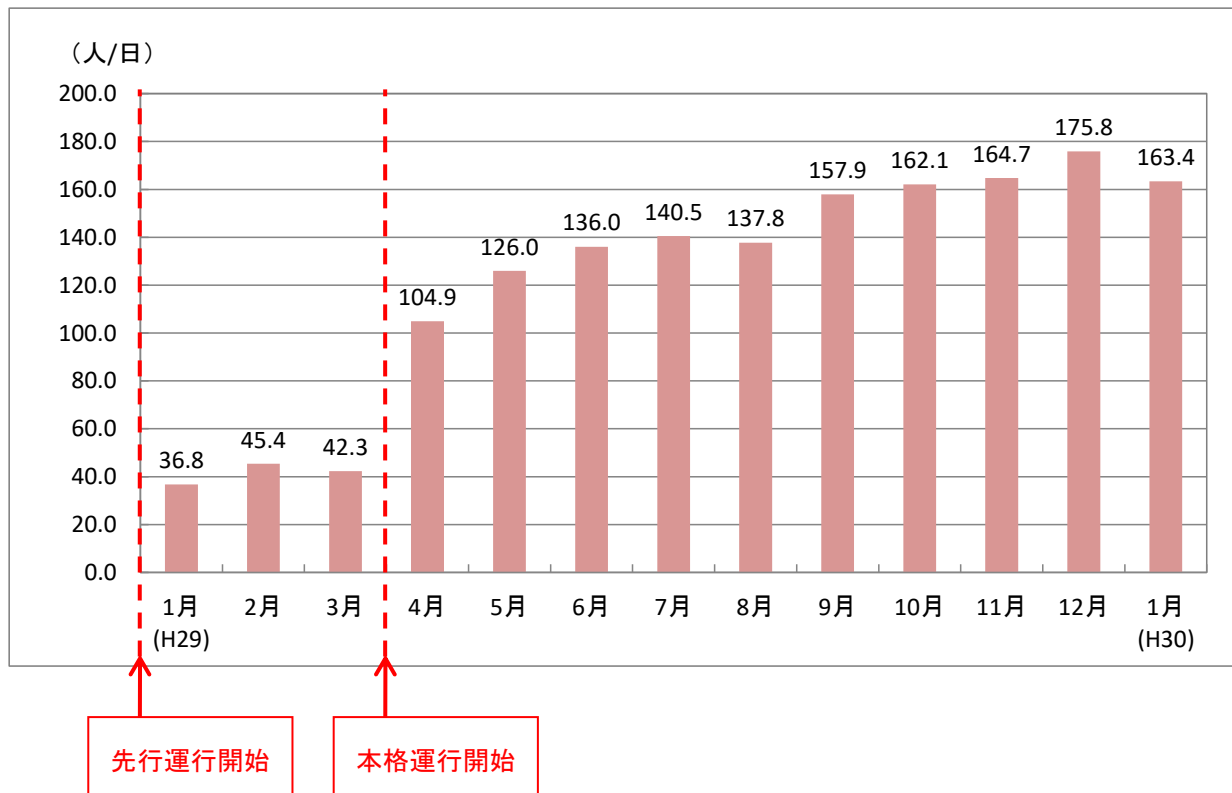
(1) 月別・区域別利用者数

	年月		運行 日数	居住地別利用者数(人/月)							1日平均 利用者数
				新宮	龍野東	龍野西	揖保川	御津	市外	合計	
先行運行	H29	1月	19	342	4	0	0	344	9	699	36.8
		2月	23	568	4	0	0	451	21	1,044	45.4
		3月	26	580	4	0	0	493	24	1,101	42.3
	小計		68	1,490	12	0	0	1,288	54	2,844	41.8
本格運行	H29	4月	24	796	528	470	122	569	33	2,518	104.9
		5月	24	829	764	620	178	618	14	3,023	126.0
		6月	26	1,025	923	721	266	600	2	3,537	136.0
		7月	25	786	966	827	301	617	15	3,512	140.5
		8月	26	692	994	1,017	228	644	7	3,582	137.8
		9月	24	865	1,062	915	295	645	7	3,789	157.9
		10月	25	892	1,173	982	338	664	4	4,053	162.1
		11月	24	953	1,089	944	356	605	6	3,953	164.7
		12月	23	952	1,165	930	380	614	3	4,044	175.8
	H30	1月	23	892	1,090	797	372	591	16	3,758	163.4
	小計		244	8,682	9,754	8,223	2,836	6,167	107	35,769	146.6
	合計			312	10,172	9,766	8,223	2,836	7,455	161	38,613

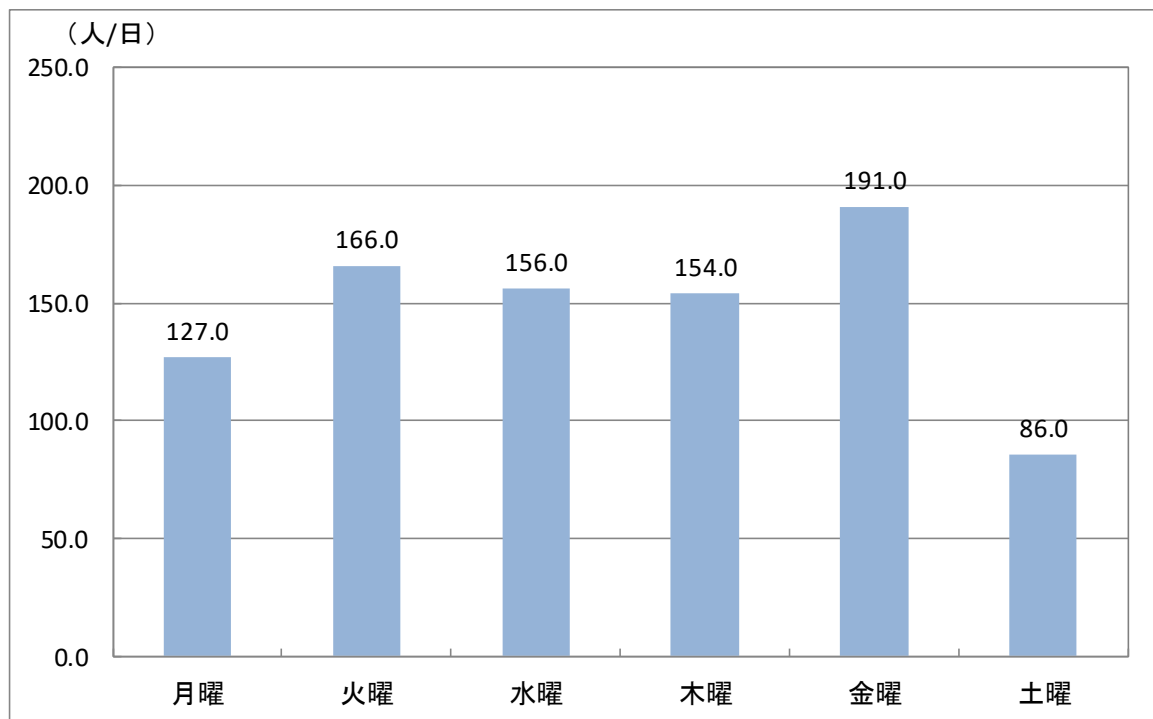
(2) 月別利用者数の推移



(3) 月別1日平均利用者数の推移



(4) 曜日別 1 日当たり利用者数



集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 1 月 31 日の 243 日間

(5) 目的地種別利用者数

単位：人

順位	新宮		龍野東		龍野西		揖保川		御津	
	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数	目的地種別	利用者数
①	公共施設・学校園	2,255	医療・福祉施設	3,016	医療・福祉施設	2,393	医療・福祉施設	785	医療・福祉施設	1,539
②	医療・福祉施設	1,876	商業施設	995	交通結節点	953	公共施設・学校園	312	交通結節点	1,149
③	交通結節点	714	公共施設・学校園	573	商業施設	813	商業施設	234	商業施設	388
④	商業施設	442	交通結節点	517	公共施設・学校園	594	交通結節点	183	公共施設・学校園	334
⑤	金融機関	260	金融機関	186	金融機関	178	金融機関	112	金融機関	101
	合 計	5,547	合 計	5,287	合 計	4,931	合 計	1,626	合 計	3,511

集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 1 月 31 日の 243 日間

※居住地が市外の利用を除く

目的地が「自宅」の利用を除く

(6) 目的施設別利用者数（上位 15 施設）

単位：人

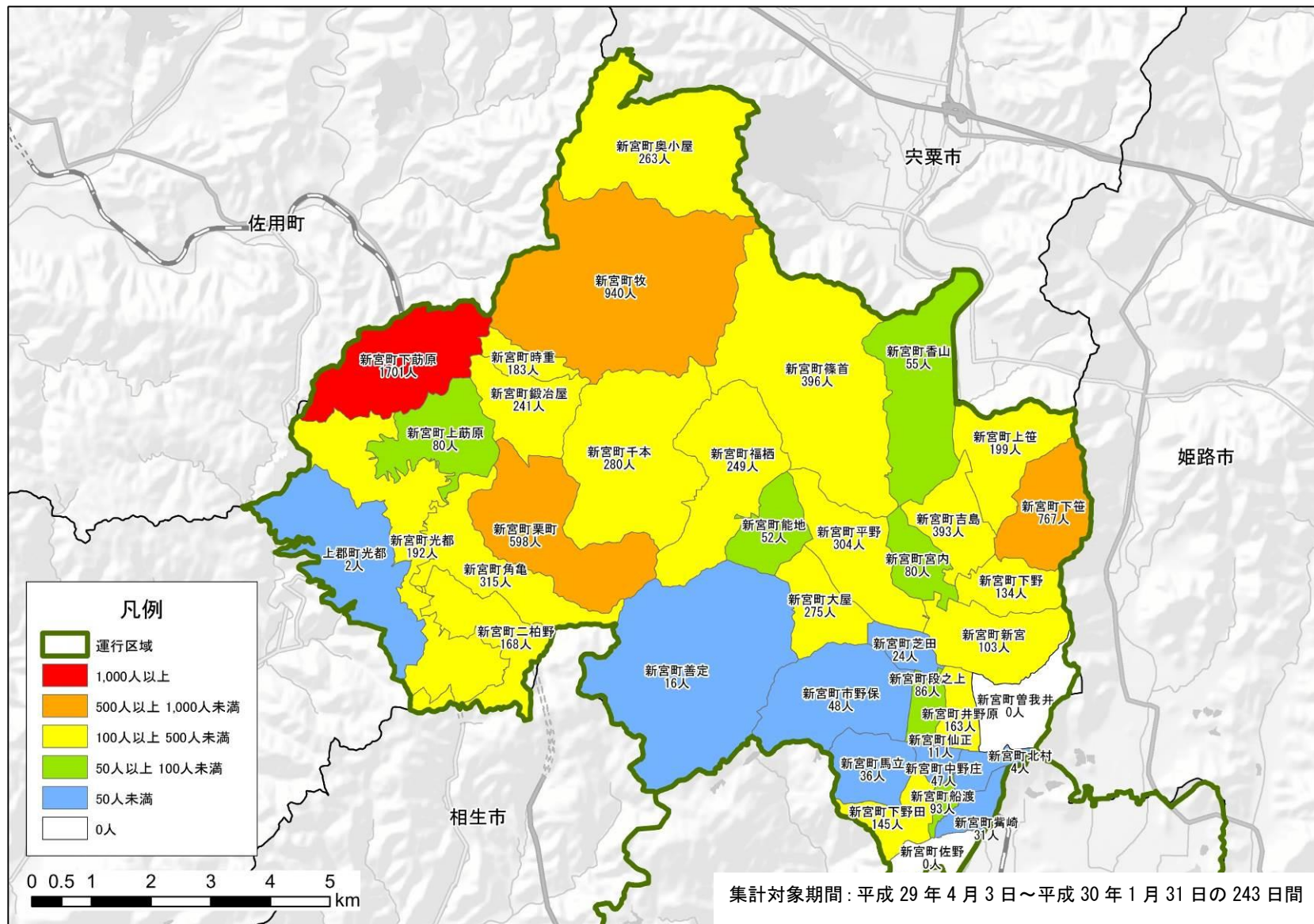
順位	新宮		龍野東		龍野西		揖保川		御津	
	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数	目的施設	利用者数
①	西栗栖小学校	1464	龍野中央病院	616	本竜野駅	475	竜野駅	128	市民病院バス停 (路線)	960
②	堀田医院	568	赤とんぼ広場・ イオン竜野店	467	赤とんぼ広場・ イオン竜野店	371	信原病院	95	たつの市民病院	792
③	播磨新宮駅	464	本竜野駅	296	龍野中央病院	318	石原歯科医院	83	マックスバリュ 御津店	315
④	横田医院	213	とくなが病院	276	竜野駅	314	米花クリニック	74	藤末内科 循環器科クリニック	165
⑤	ゴダイドラッグ 新宮店	209	マックスバリュ 龍野店	195	栗原病院	274	半田 コミュニティセンター	70	御津小学校	130
⑥	長谷歯科医院	148	田淵内科医院	174	とくなが病院	261	きしの内科医院	61	植田医院	99
⑦	JA兵庫西 新宮支店	130	西はりまクリニック	140	信原病院	195	うえた ハートクリニック	52	山本歯科医院 (御津)	84
⑧	八重垣病院	123	信原病院	118	宝青院眼科医院	106	宝青院眼科医院	47	柴田歯科医院	42
⑨	県立リハビリテー ション西播磨病院	110	小河内科	107	福祉会館	103	赤とんぼ広場・ イオン竜野店	41	御津保育所	39
⑩	新宮総合支所・ 新宮保健センター	104	井上内科医院	101	水野クリニック	92	播州信用金庫 龍野支店	36	田村歯科医院	37
⑪	井口歯科医院	98	宝青院眼科医院	95	マックスバリュ 龍野西店	88	栗原病院	36	龍野中央病院	34
⑫	プチマルシェ 新宮店	95	誉田公民館	86	揖西公民館	88	キリン堂 たつの店	33	きのしたペインクリ ニック	33
⑬	清水内科医院	76	栗原病院	80	たつの市役所 (本庁)	77	揖保川総合支所・ 揖保川保健センター	32	兵庫信用金庫 御津支店	32
⑭	新宮公民館	73	たつの市役所 (本庁)	77	中央公民館	76	マックスバリュ 揖保川店	27	御津総合支所・ 御津公民館	31
⑮	新宮ふれあい 福祉会館	73	福祉会館	75	米花クリニック	73	中村医院	25	龍野体育館	28

集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 1 月 31 日の 243 日間

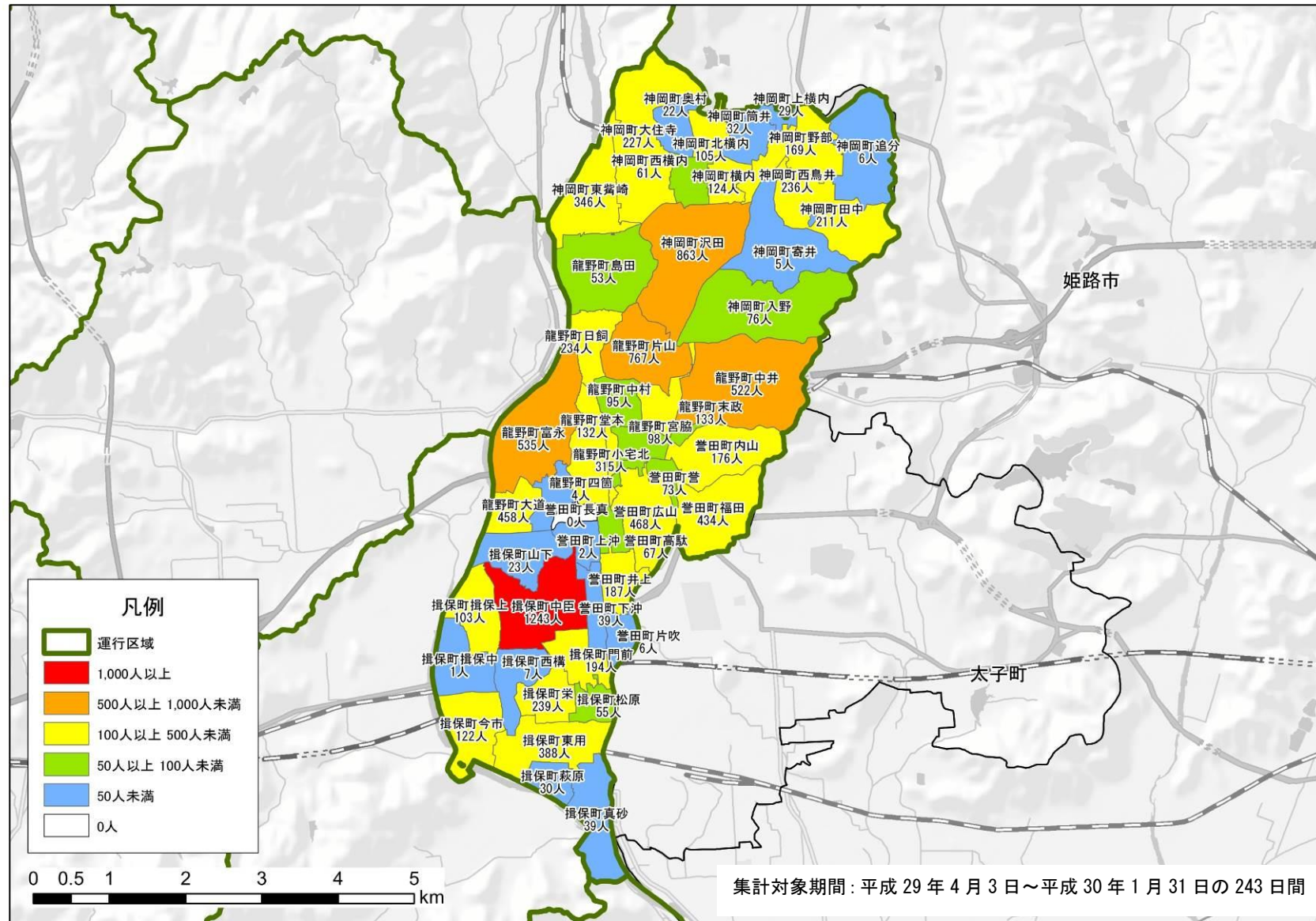
※居住地が市外の利用を除く

(7) 居住地別利用者数

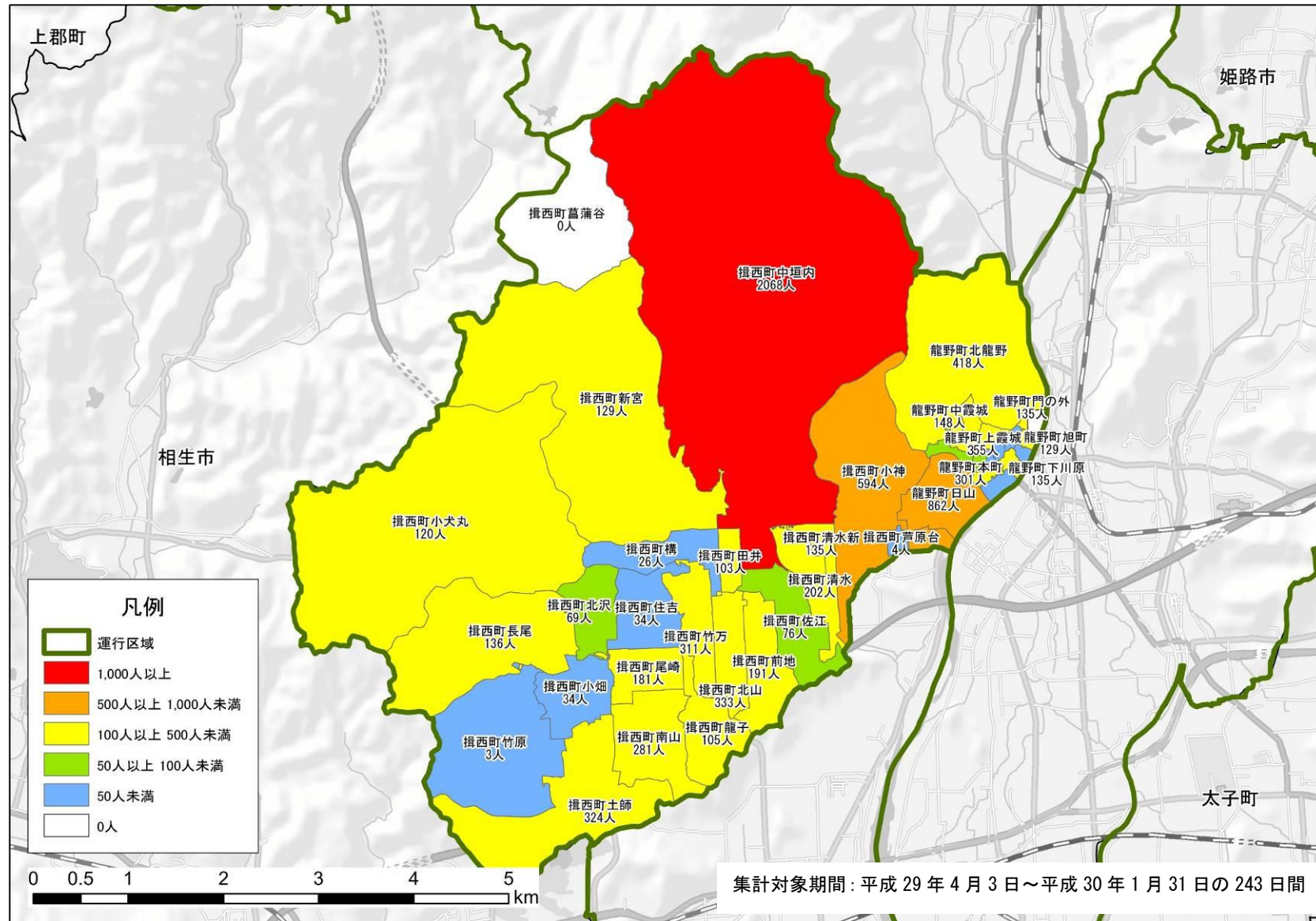
① 新宮区域



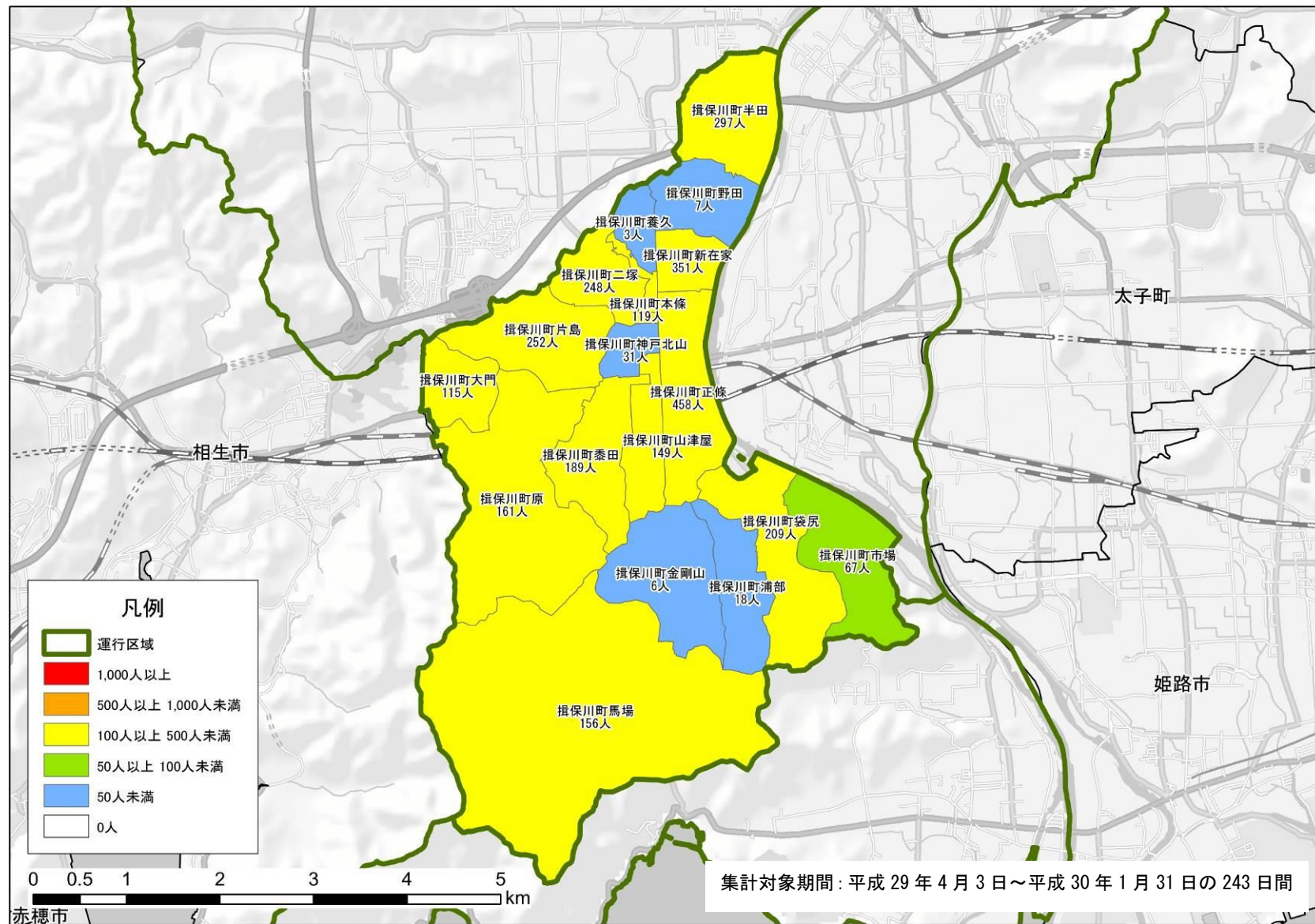
② 龍野東区域



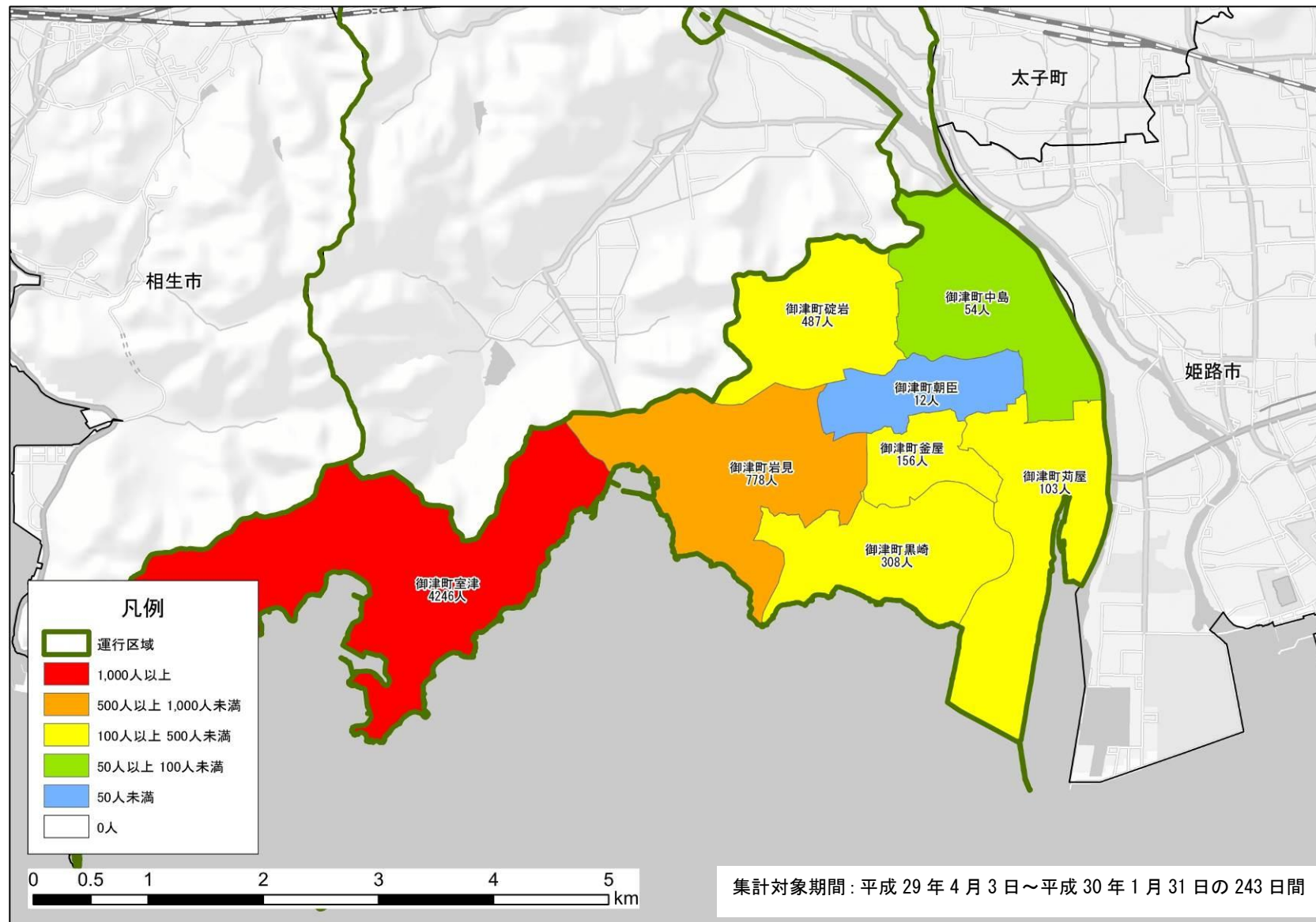
③ 龍野西区域



④ 揖保川区域



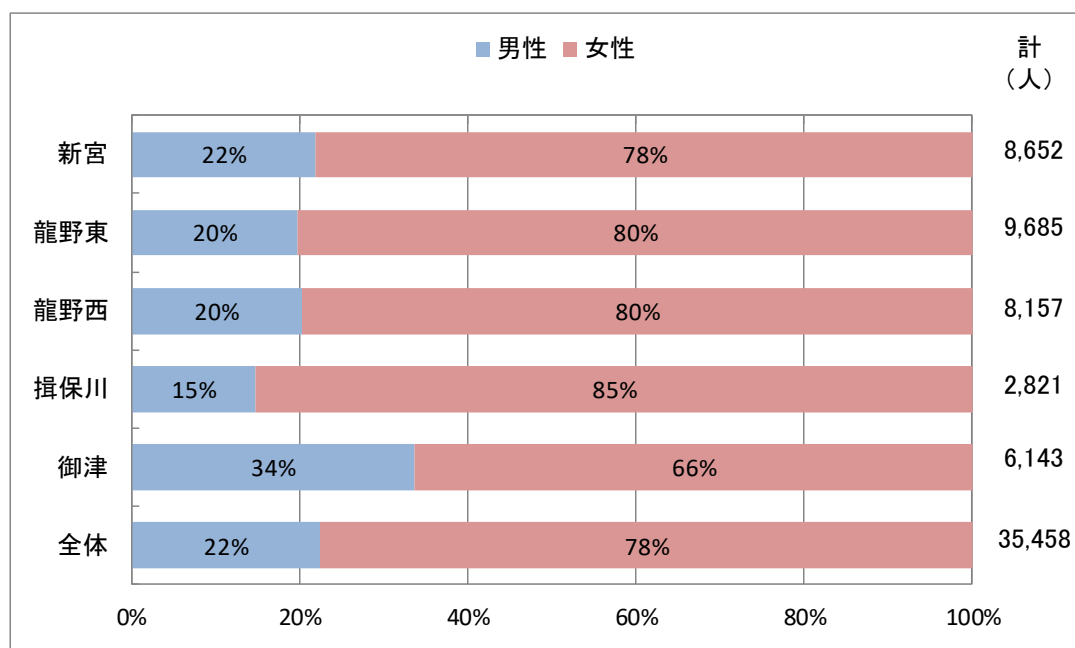
⑤ 御津区域



(8) 利用者の個人属性

① 性別

< 利用者の個人属性（性別） >

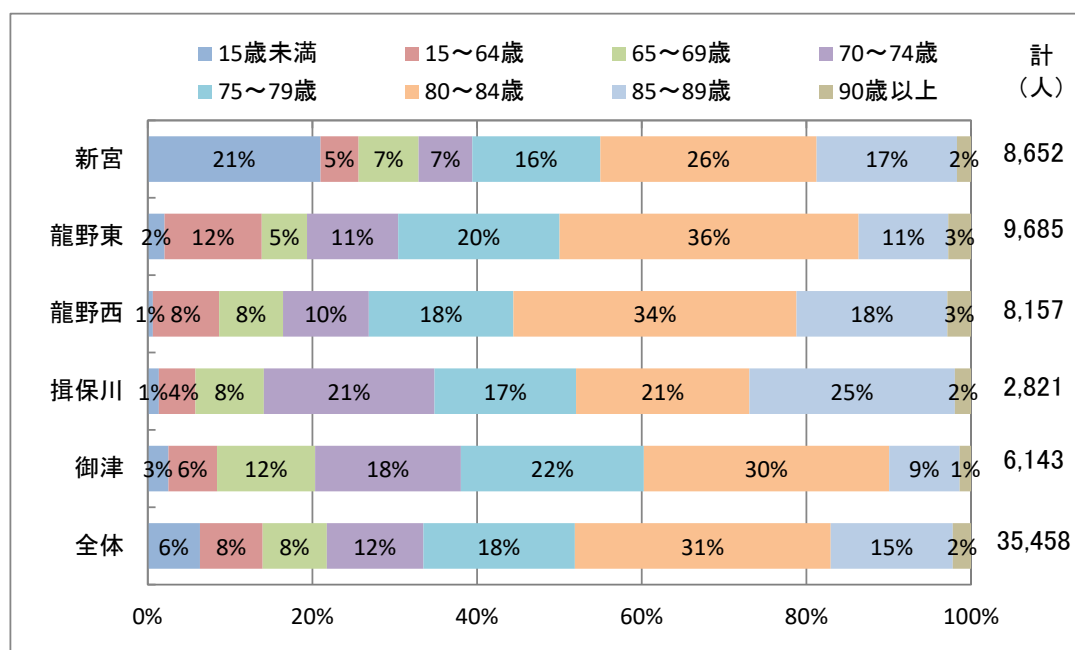


集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 1 月 31 日の 243 日間

※居住地が市外の利用を除く

② 年齢

< 利用者の個人属性（年齢） >



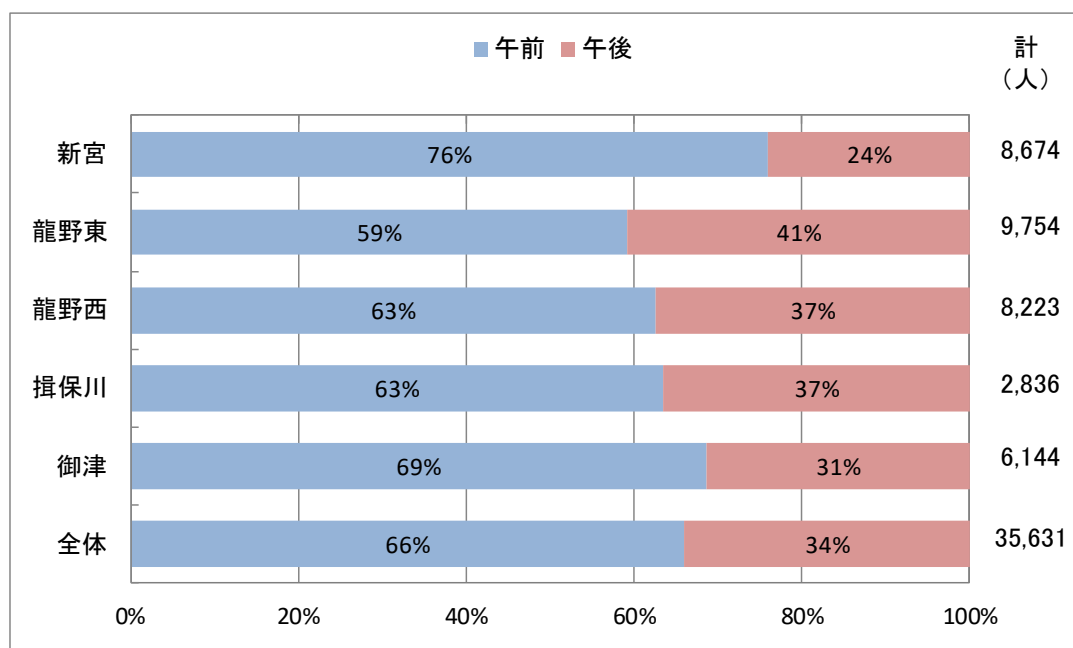
集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 1 月 31 日の 243 日間

※居住地が市外の利用を除く

(9) 時間帯別利用状況

① 午前・午後別

< 時間帯別利用状況（午前・午後別） >

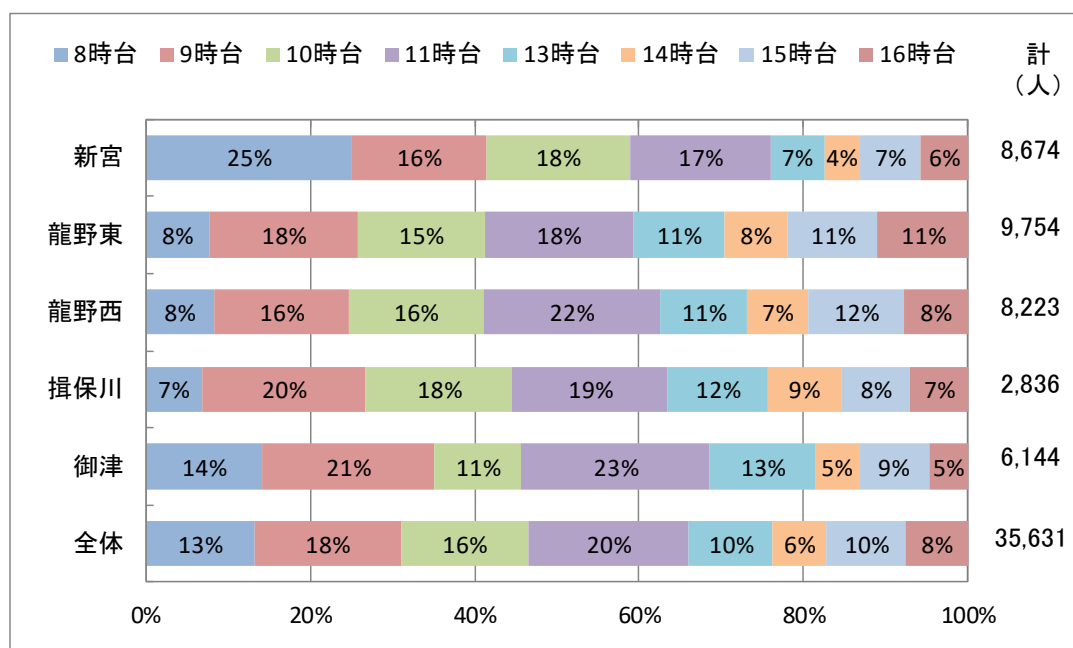


集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 1 月 31 日の 243 日間

※居住地が市外の利用を除く

② 時間帯別

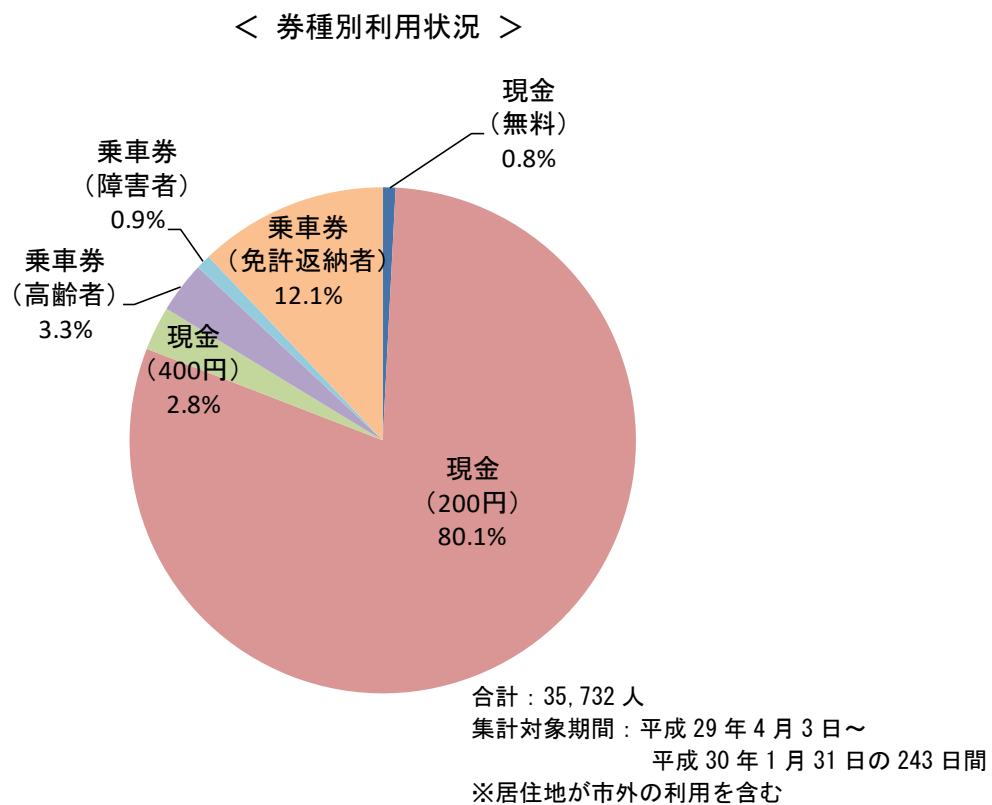
< 時間帯別利用状況 >



集計対象期間：平成 29 年 4 月 3 日～平成 30 年 1 月 31 日の 243 日間

※居住地が市外の利用を除く

(10) 券種別利用状況



コミュニティバス及び市民乗り合いタクシー運行事業の評価・検証について

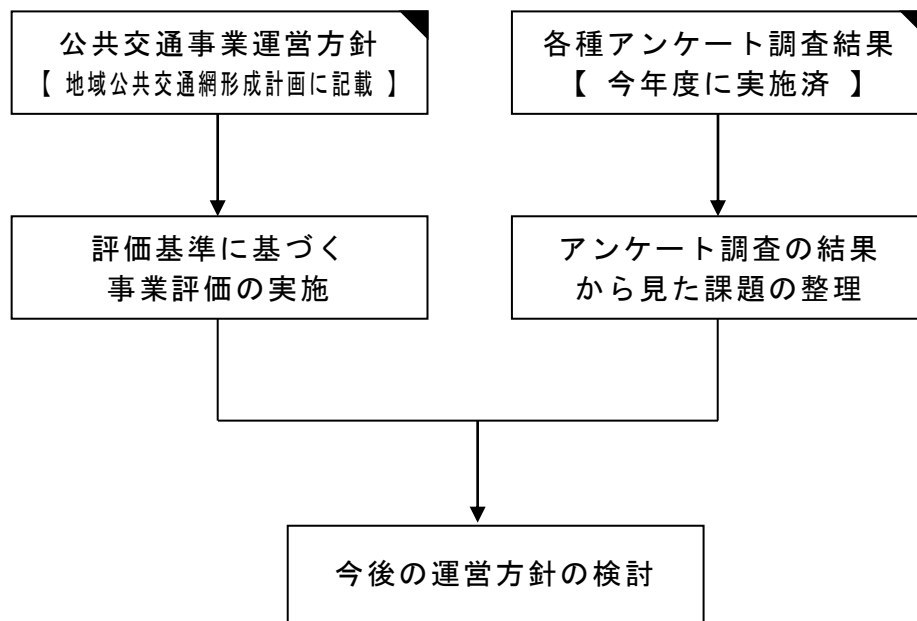
1 公共交通事業運営方針検討の概要

平成 28 年度に策定した「たつの市地域公共交通網形成計画」（以下、「地域公共交通網形成計画」という。）では、本市またはたつの市地域公共交通会議が主体となって運行する、コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーについて、地域公共交通網形成計画で定めた評価基準に基づく事業評価を実施し、その結果を踏まえて今後の運営方針を検討することとしています。

また、今年度は、コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用実態や利用意向を把握することを目的として、各種アンケート調査を実施しています。

このため、コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの今後の運営方針は、地域公共交通網形成計画に基づく事業評価の結果と、アンケート調査の結果から見た課題を踏まえて検討します。

< 公共交通事業運営方針検討フロー >

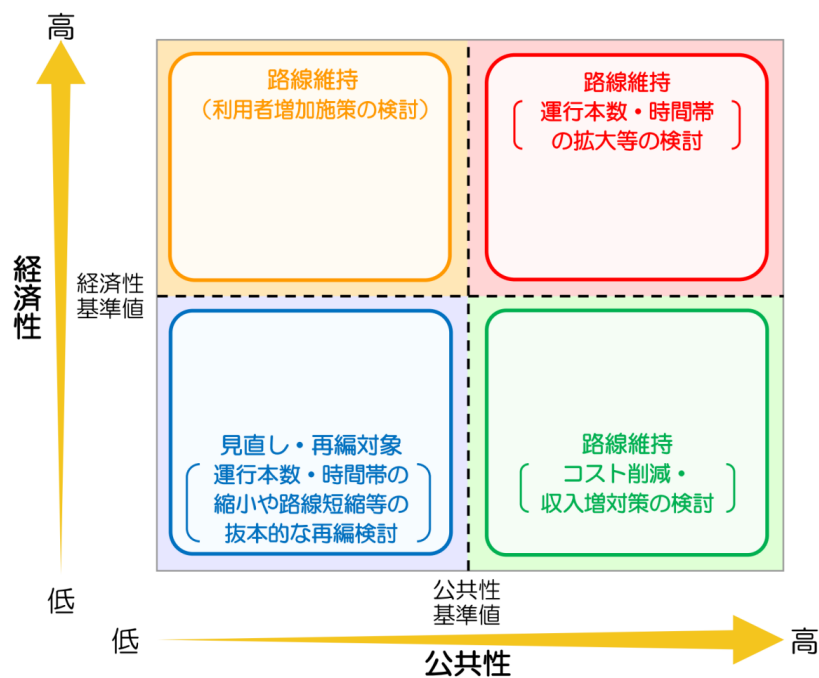


2 評価基準に基づく事業評価

(1) 事業評価の考え方

地域公共交通網形成計画では、コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーについて、持続可能な公共交通として運営するために、「公共性」及び「経済性」の2つの評価指標と、これに基づく評価基準値を用いて各事業の評価を行い、さらなる改善に向けた取り組みを推進していくこととしています。

< 公共交通事業の評価イメージ >



< 評価指標の設定 >

公共交通機関	評価指標	
	公共性	経済性
コミュニティバス	沿線又は区域世帯 1世帯当たりの 年間乗車回数	利用者1人当たりの 行政補助額
市民乗り合いタクシー		

< 評価基準値の設定 >

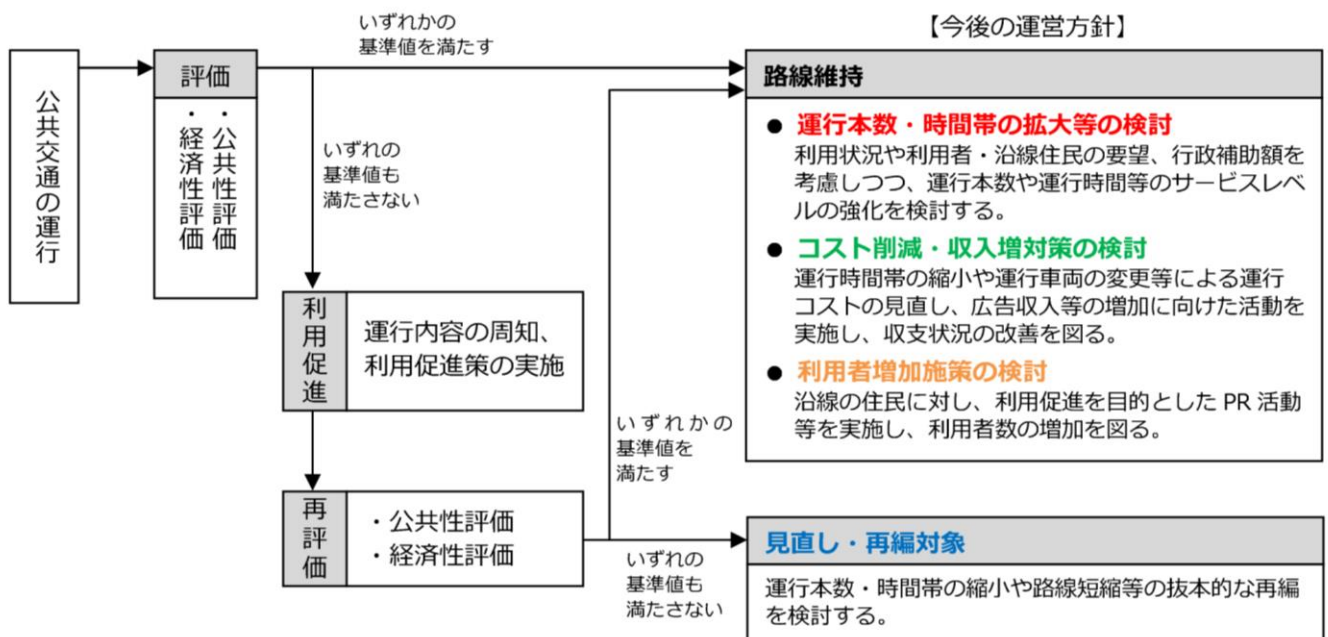
公共交通機関	評価基準値	
	公共性	経済性
コミュニティバス	4回/世帯	650円/人
市民乗り合いタクシー	2回/世帯	1,300円/人

(2) 評価結果を踏まえた運営方針の検討

評価を実施した結果、公共性評価・経済性評価のいずれかの基準値を上回る場合、現状の運行内容で利用者の需要を満たしていると考えられるため、路線維持を前提に「運行本数・時間帯の拡大等」のサービス向上の検討、「コスト削減・収入増対策」の収支改善の検討、「利用者増加施策」の利用促進の検討を進めます。

評価結果が公共性評価・経済性評価ともに基準値を下回る場合、現状の利用状況では路線の維持が困難となるため、運行内容を沿線住民に周知するとともに、利用促進策を展開します。それでも利用状況が改善しない場合は、「見直し・再編対象」として、運行本数・運行時間帯の縮小や運行路線の短縮等の抜本的な見直し・再編を検討します。

< 公共交通事業の評価及び今後の運営方針 >



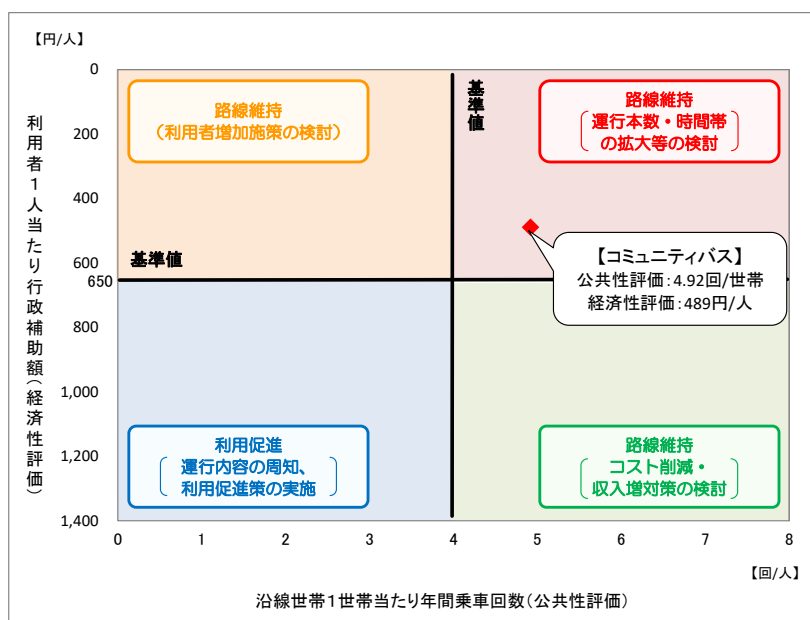
(3) 評価結果

評価の考え方に基づいて、コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの事業評価を実施した結果は、以下に示すとおりであり、

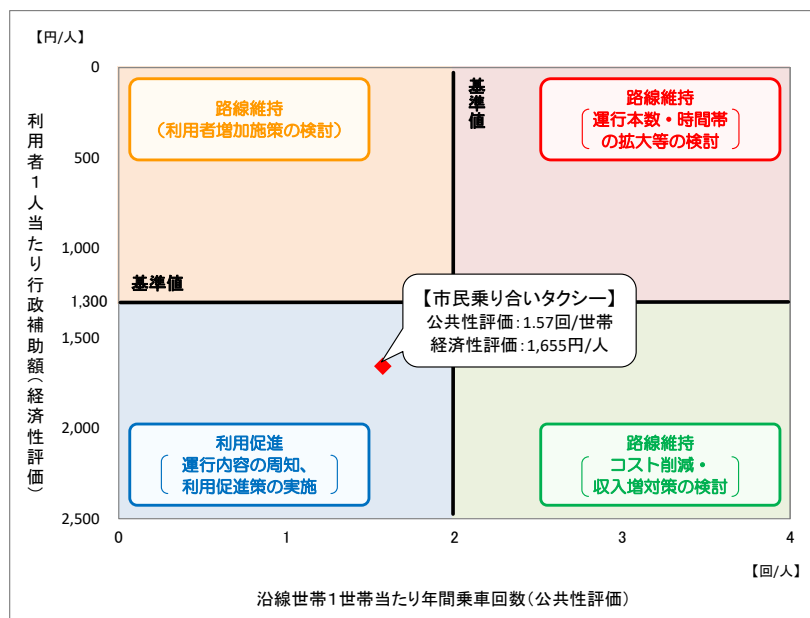
- ・ コミュニティバスは「路線維持（運行本数・時間帯の拡大等の検討）」
- ・ 市民乗り合いタクシーは「利用促進（運行内容の周知、利用促進策の実施）」

に位置する結果となっています。

< コミュニティバス評価結果 >



< 市民乗り合いタクシー評価結果 >



3 アンケート調査結果から見た課題の整理

(1) アンケート調査の概要

今年度は、コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用実態や利用者の意向を把握するため、コミュニティバス・市民乗り合いタクシー利用者を対象としたアンケート調査を実施しました。

また、市民乗り合いタクシーを利用した事がない方を対象として、市民乗り合いタクシーを利用しない理由や、その他の公共交通に対する満足度等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

< アンケート調査の概要 >

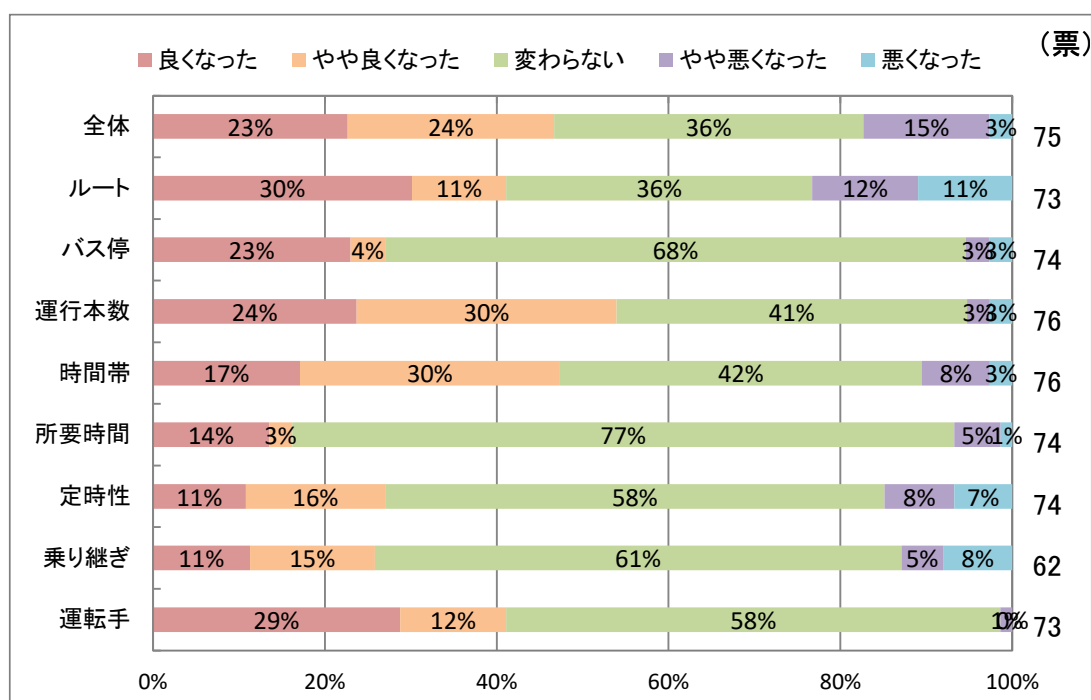
	コミュニティバス 利用者アンケート調査	市民乗り合いタクシー 利用者アンケート調査	住民アンケート調査
調査目的	利用者数データや予約状況データ(市民乗り合いタクシーのみ)では把握できない、利用者の満足度や利用意向を調査し、今後の運行内容の改善に向けた基礎資料とする。		市民乗り合いタクシーを利用しない理由や、市内の公共交通再編前(平成28年12月)と比較した利用状況の変化、市内の各公共交通に対する満足度を把握する。
調査日	平日(2日間):平成29年9月6日(水)、7日(木) 土曜日(2日間):平成29年9月9日(土)、16日(土)		発送日:平成29年8月28日(月) 投函期限:平成29年9月15日(金)
調査対象 路線・区域	コミュニティバス 運行路線(全1路線)	市民乗り合いタクシー 運行区域(全5区域)	たつの市内全域
調査方法	コミュニティバス利用者にアンケート調査票を直接配布 ※調査員が車内で配布、後日郵送で回収	市民乗り合いタクシー利用者に直接ヒアリング ※調査員が車内でヒアリング	市民乗り合いタクシーを利用した事がない方の中から抽出した方(1,500名)に郵送でアンケート調査票を配布し、郵送で回収
調査項目	・調査当日の利用状況 ・運行内容再編前後における利用状況の変化 ・コミュニティバスに対する満足度	・調査当日の利用状況 ・本格運行開始前後における利用状況の変化 ・市民乗り合いタクシーに対する満足度	・普段よく行く場所 ・市民乗り合いタクシーの利用状況 ・公共交通再編前後の利用状況 ・市内の公共交通に対する満足度
回答者数	129人	427人	1,006人

(2) アンケート調査結果

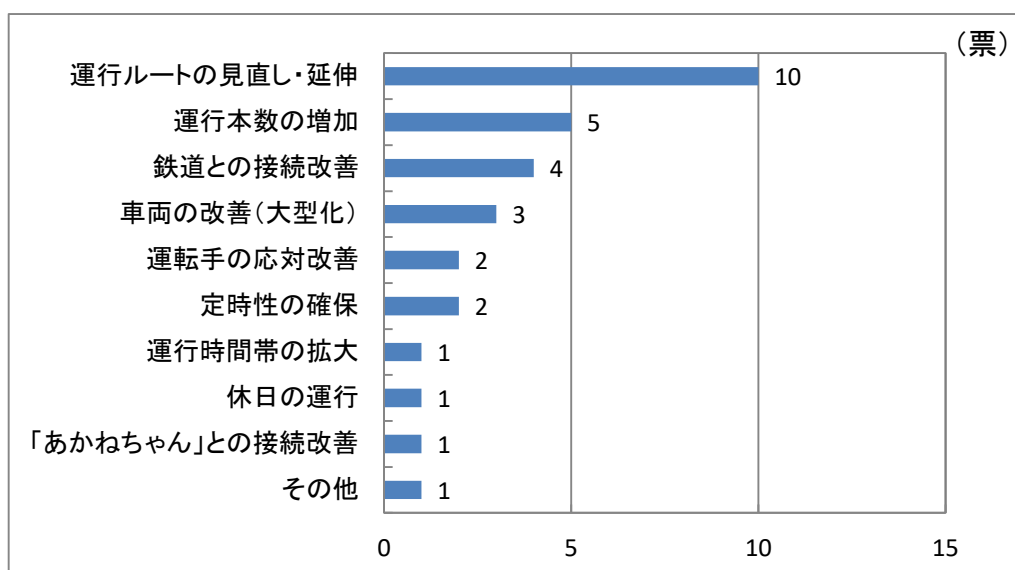
① コミュニティバス利用者アンケート

- ・「ルート」や「定時性」「乗り継ぎ」については他の項目よりも不満の割合が高く、コミュニティバスに対する改善点でも、「運行ルートの見直し・延伸」が多く回答されており、コミュニティバスの「運行ルート」「定時性」「乗り継ぎ」の改善が求められています。

< コミュニティバス再編前後の満足度 >



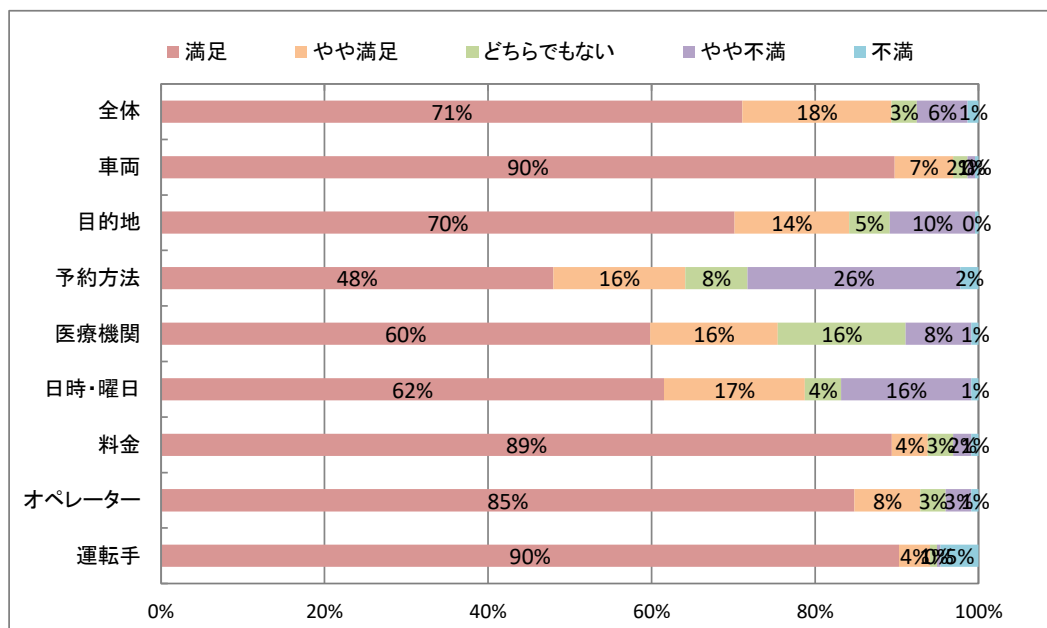
< コミュニティバスに対する改善点 >



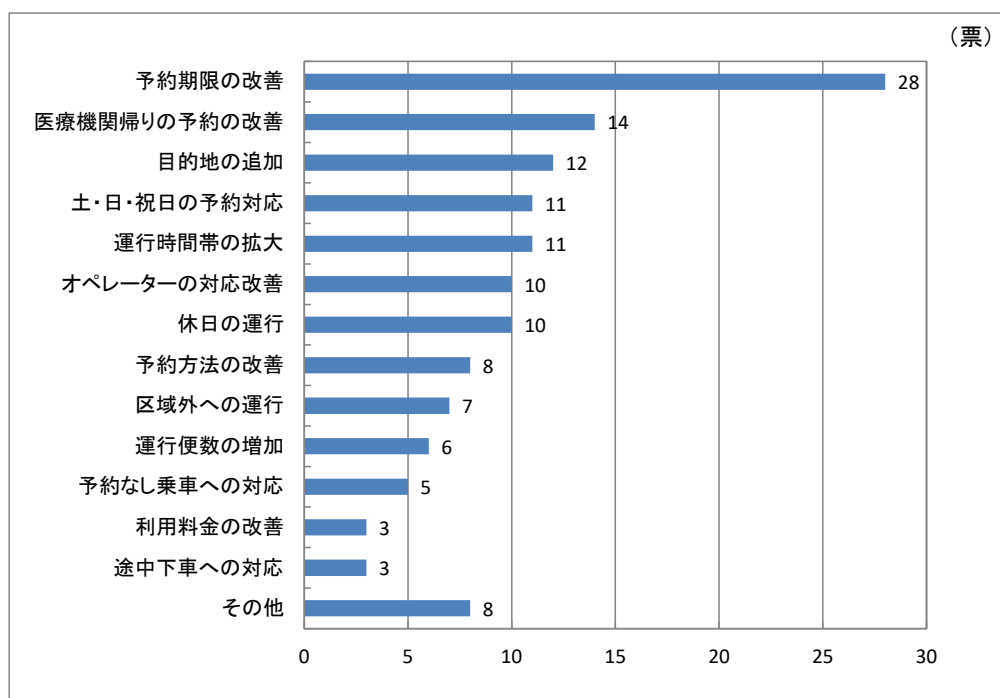
② 市民乗り合いタクシー利用者アンケート

- ・市民乗り合いタクシー利用者の満足度は、2 時間前予約や帰りの予約等の「予約方法」に対する不満が他の項目よりも多く、市民乗り合いタクシーに対する改善点でも、「予約期限の改善」が多く回答されており、市民乗り合いタクシーの「予約補法・予約期限」の改善が求められています。

< 市民乗り合いタクシーの満足度（全体） >



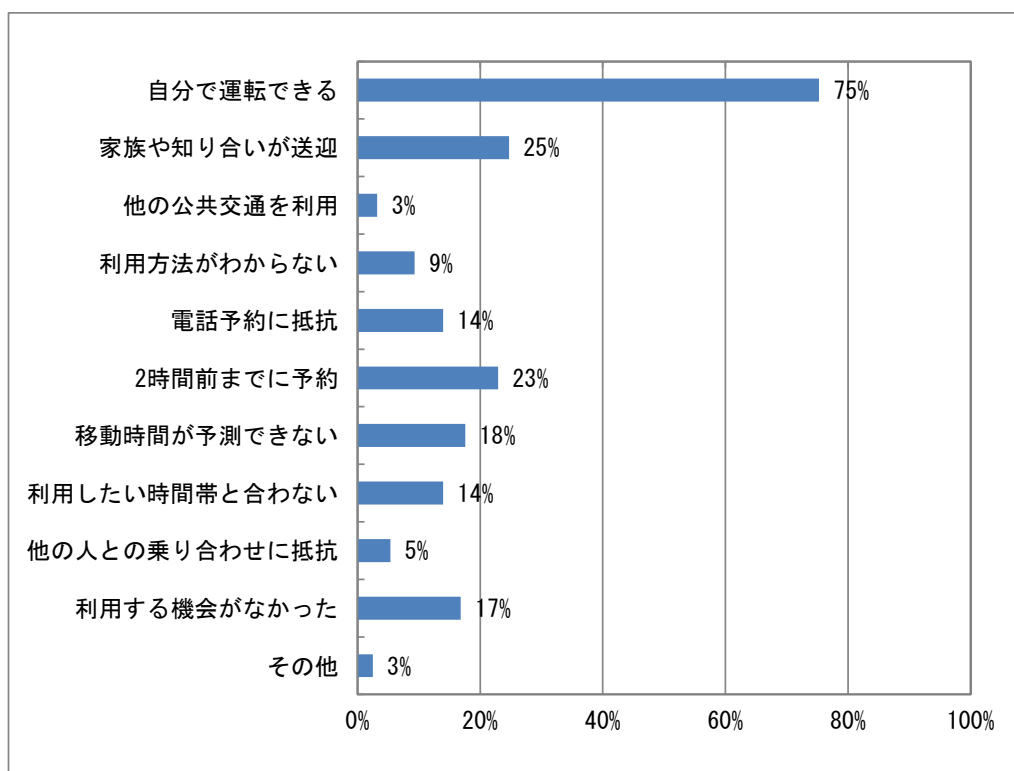
< 市民乗り合いタクシーに対する改善点（全体） >



③ 住民アンケート

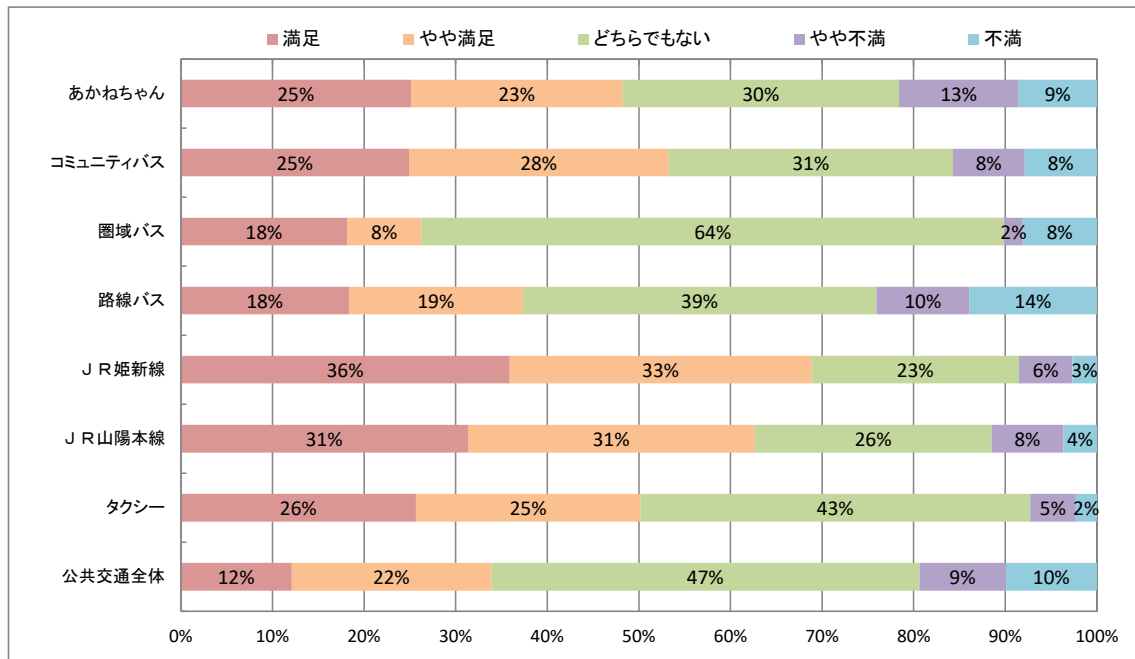
- ・市民乗り合いタクシーを利用しようと思わない理由は、「自分で運転できるから」や「家族や知り合いが送迎してくれるから」等、現在は自分の運転や送迎等で対応できるという回答が多く、次いで「2 時間前までに予約しないといけない」という予約方法に関する回答が多くなっており、利用者アンケートと同様に、**市民乗り合いタクシーの「予約期限」**の改善が求められています。

＜ 市民乗り合いタクシーを利用しない理由 ＞



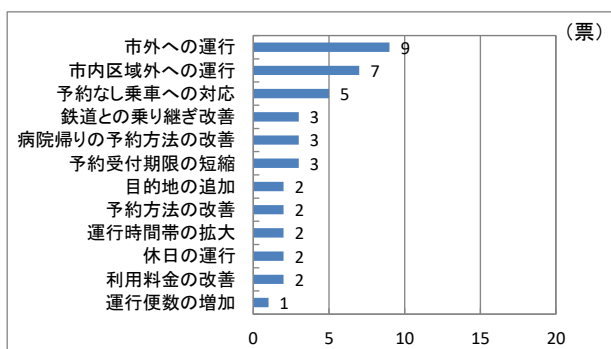
- ・コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの満足度は、市民乗り合いタクシーに対する「不満」「やや不満」の割合が20%以上とやや多くなっています。
- ・公共交通に対する改善点から、市民乗り合いタクシーは「市外への運行」「市内区域外への運行」等の運行区域に関する改善、コミュニティバスは「運行本数の増加」が求められています。

< 公共交通に対する満足度 >

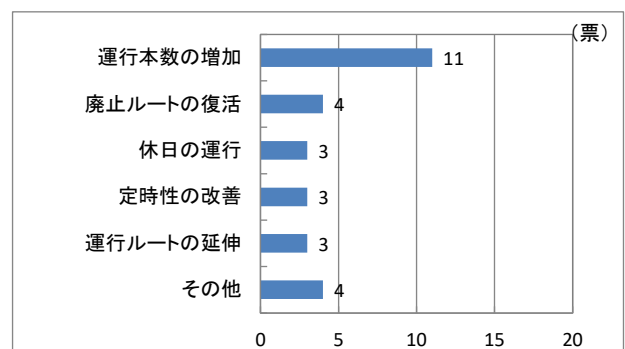


< 公共交通に対する改善点 >

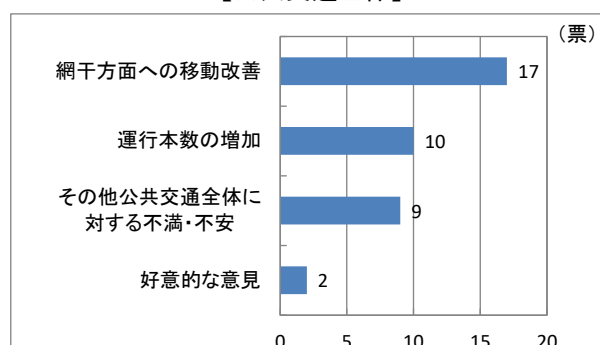
【あかねちゃん】



【コミュニティバス】



【公共交通全体】

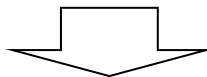


4 今後の運営方針の検討

「2 コミュニティバス及び市民乗り合いタクシー運行事業の評価」における評価結果及び「3 アンケート調査結果から見た課題の整理」において整理した運行上の課題を基に、コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの今後の運営方針について、下記のとおり検討を行います。

(1) コミュニティバスの運営方針

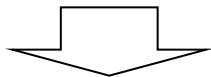
評価結果及び アンケート調査 結果を踏まえた 改善内容	・「定時性」の改善（利用者アンケート） ・「乗り継ぎ」の改善（利用者アンケート） ・「ルート」の改善（利用者アンケート） ・「運行本数・時間帯」の改善（事業評価結果、住民アンケート）
--------------------------------------	---



今後の運営方針	■ 定時性の改善 ・通勤・通学利用が多く、遅延に対する改善要望が多い、新舞子からしんぐう総合センターに向かう便の朝のダイヤを繰り上げます。（※平成30年2月1日に実施済み） ・利用状況や要望等を踏まえ、定時性の改善に向けた検討を随時行います。 ■ 他の交通機関との乗り継ぎ情報の周知 ・「たつの市総合時刻表」「ポケット時刻表」の配布により、コミュニティバスと鉄道をはじめとした他の交通機関との乗り継ぎ情報の周知に努めます。 ■ 需要に応じた運行ルートの見直し ・今後の利用状況や沿線住民等からの要望を踏まえて、移動需要に応じた運行ルートの変更や延伸等を検討します。 ■ 今後の利用状況を踏まえた運行本数増加・時間帯拡大の検討 ・定時性の改善や乗継利便性の向上、運行ルートの見直しによる利用者数の増加等を踏まえ、運行本数の増加や運行時間帯の拡大等、サービスレベルの向上のための検討を行います。
---------	---

(2) 市民乗り合いタクシーの運営方針

評価結果及び アンケート調査 結果を踏まえた 改善内容	・「利用促進」施策の検討（事業評価結果） ・「予約期限・予約方法」の改善（利用者アンケート） ・「市外への運行」「市内区域外への運行」の改善（住民アンケート）
--------------------------------------	---



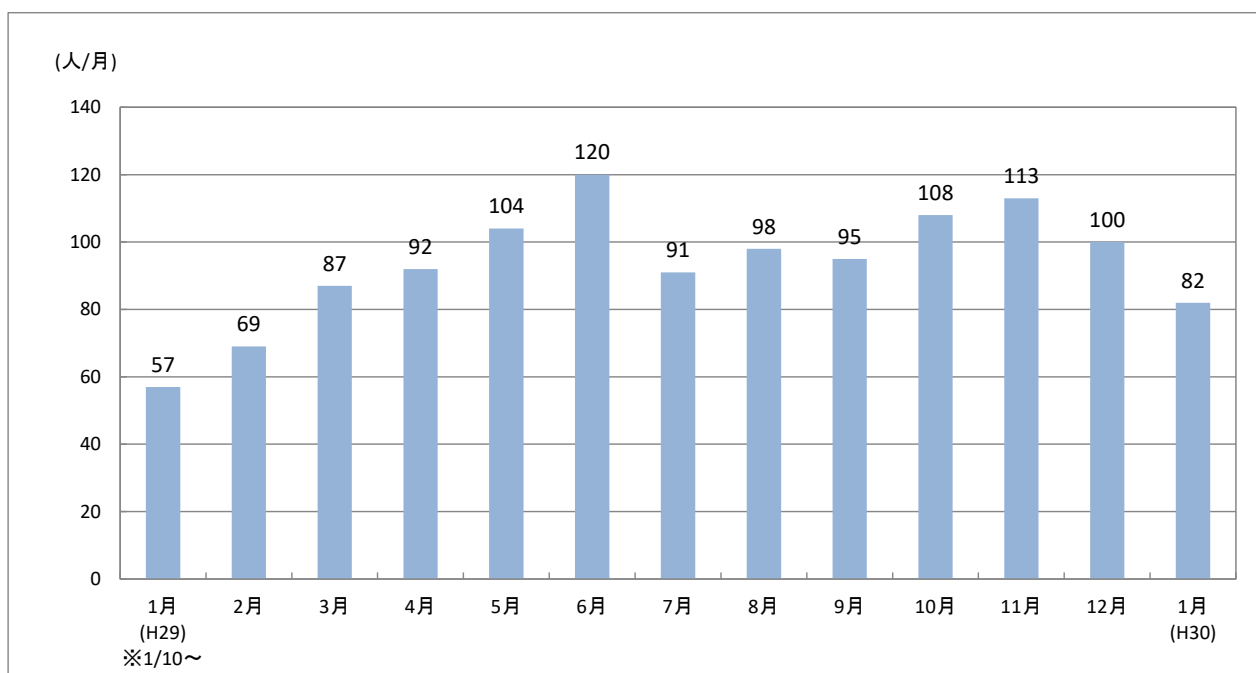
今後の運営方針	■ 利用者増加に向けた利用促進策の検討 ・予約システムデータを活用して、市民乗り合いタクシーの利用が進んでいない地域を抽出し、モビリティ・マネジメント等の利用促進策を重点的に実施します。 ・住民アンケートでは「利用方法が分からない」「電話予約に抵抗がある」等、利用方法自体に抵抗がある回答も見られるため、説明会等の継続的な実施により、利用方法の更なる周知に努めます。 ■ 予約期限及び予約方法の見直し ・予約開始日を1週間前から拡大することや、予約期限を2時間前から短縮することを検討します。 ■ コミュニティバス・路線バス・鉄道との乗り継ぎ情報の周知 ・予約時に、オペレーターから利用者に乗り継ぎ情報を分かりやすく伝えるとともに、「たつの市総合時刻表」「ポケット時刻表」を配布することで、コミュニティバス・路線バス・鉄道との乗り継ぎ情報の周知に努めます。
---------	--

播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利用状況について

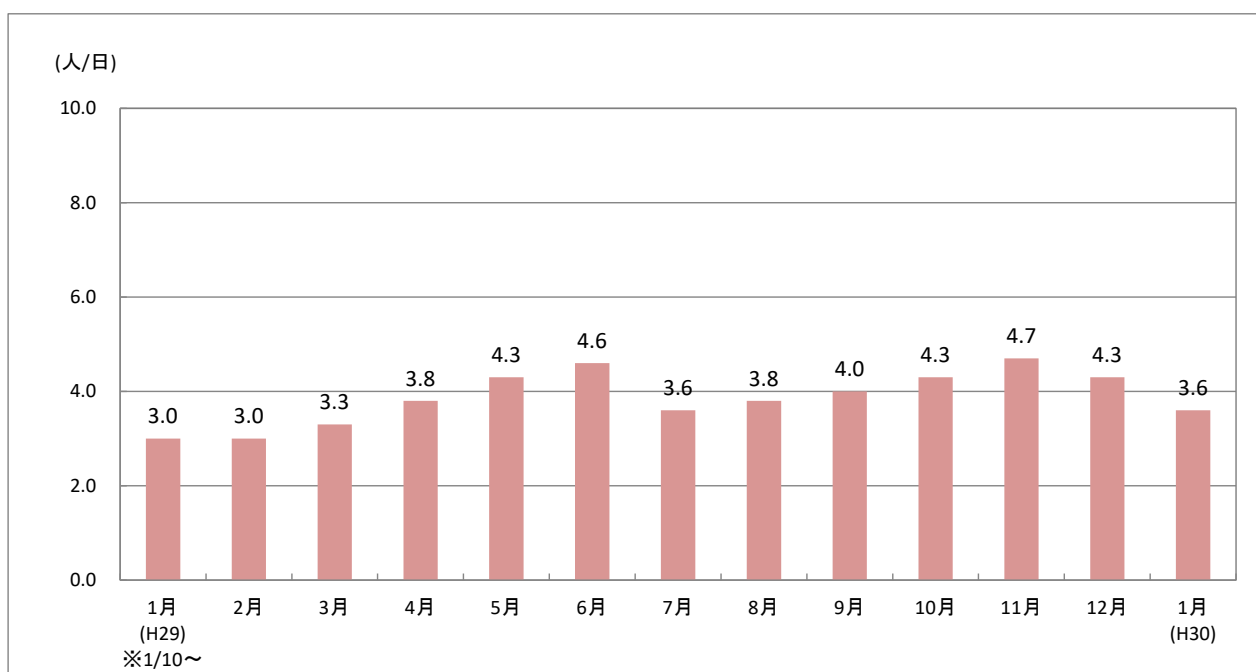
(1) 月別乗車人数

年 月		運行日数 (日)	乗車人数 (人)	1日平均 乗車人数 (人)	1便平均 乗車人数 (人)
H29 (4便)	1月(1/10～)	19	57	3.0	0.8
	2月	23	69	3.0	0.8
	3月	26	87	3.3	0.8
	4月	24	92	3.8	1.0
	5月	24	104	4.3	1.1
	6月	26	120	4.6	1.2
	7月	25	91	3.6	0.9
	8月	26	98	3.8	0.9
	9月	24	95	4.0	1.0
	10月	25	108	4.3	1.1
	11月	24	113	4.7	1.2
	12月	23	100	4.3	1.1
H30	1月	23	82	3.6	0.9
計		312	1,216	3.9	1.0

(2) 月別乗車人数の推移



(3) 月別1日平均乗車人数の推移



播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス バス停の新設及びダイヤ改正（案）について

播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」について、利用者数の増加を図るため、上郡町内と同じく、たつの市内においても運行ルート上にある路線バス停留所を本圏域バスの停留所として新たに設置します。

また、市民が播磨科学公園都市内にある施設をより利用しやすくなるようダイヤを改正します。
バス停の新設とダイヤの改正は平成30年4月2日（月）から実施します。

改正前ダイヤ

播磨新宮駅 ⇒ 播磨科学公園都市 ⇒ 上郡駅			
播磨新宮駅		9:45	14:35
千本駅		9:55	14:45
西栗栖駅		10:01	14:51
芝生広場		10:10	15:00
西播磨総合 リハビリセンター	着	10:14	15:04
	発	10:15	15:25
芝生広場		10:19	15:29
テクノ中央		10:20	15:30
上郡町内全ての路線バス停留所		～	～
上郡駅		10:39	15:49

上郡駅 ⇒ 播磨科学公園都市 ⇒ 播磨新宮駅			
上郡駅		8:15	13:15
上郡町内全ての路線バス停留所		～	～
テクノ中央		8:34	13:34
芝生広場		8:35	13:35
西播磨総合 リハビリセンター	着	8:39	13:39
	発	8:40	14:00
芝生広場		8:44	14:04
西栗栖駅		↓	↓
千本駅		↓	↓
播磨新宮駅		9:02	14:22

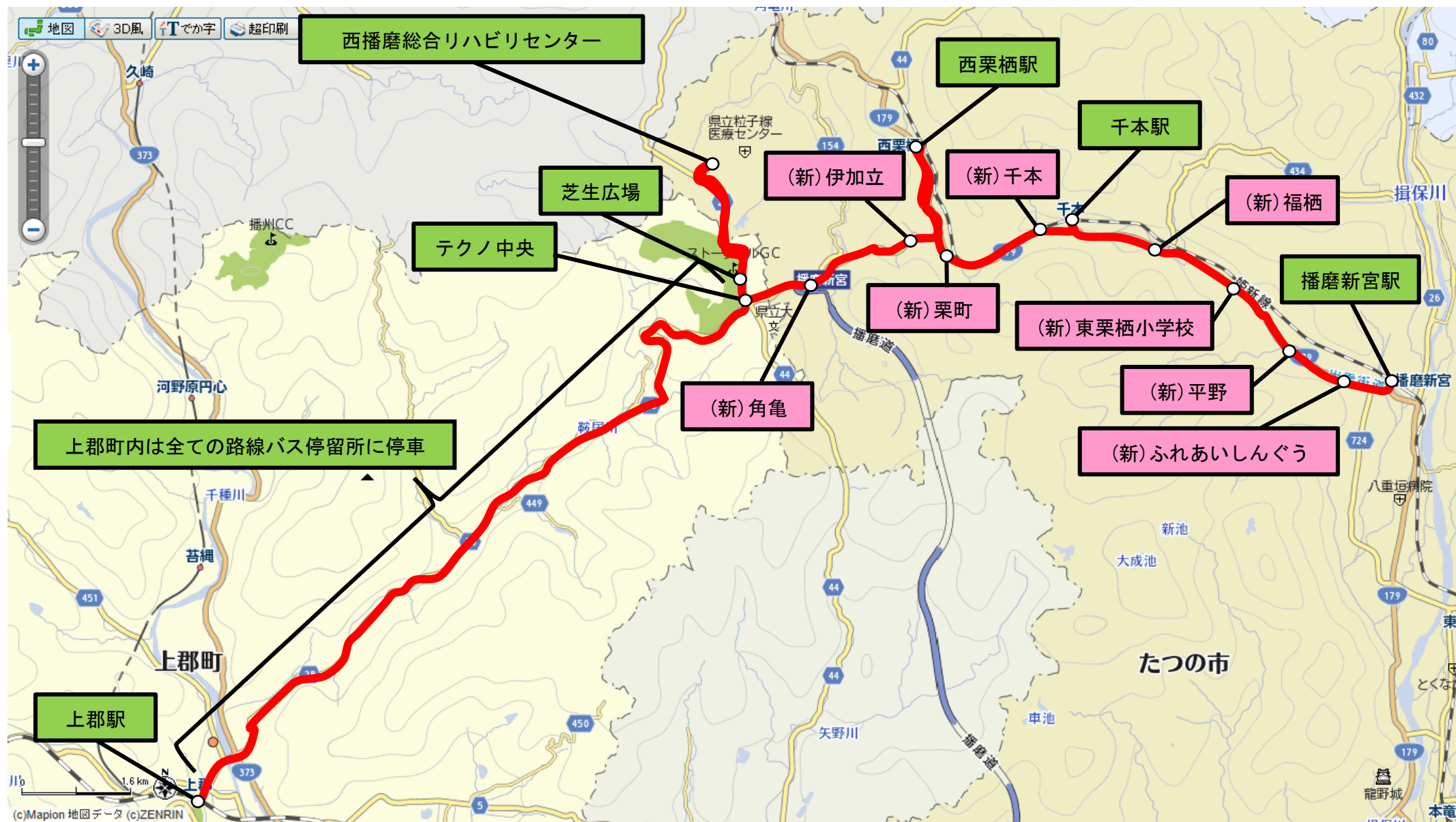
改正後ダイヤ

播磨新宮駅 ⇒ 播磨科学公園都市 ⇒ 上郡駅			
播磨新宮駅		8:10	11:43 14:40
(新)ふれあいしんぐう		8:12	11:45 14:42
(新)平野		8:14	11:47 14:44
(新)東栗栖小学校		8:15	11:48 14:45
(新)福栖		8:17	11:50 14:47
千本駅		8:20	11:53 14:50
(新)千本		8:21	11:54 14:51
(新)栗町		8:23	11:56 14:53
西栗栖駅		8:27	12:00 14:57
(新)伊加立		8:29	12:02 14:59
(新)角亀		8:31	12:04 15:01
芝生広場		8:35	12:08 15:05
西播磨総合 リハビリセンター	着	8:39	12:12 15:09
	発	8:40	12:13 15:55
芝生広場		8:44	12:17 15:59
テクノ中央		8:45	12:18 16:00
上郡町内全ての路線バス停留所		～	～
上郡駅		9:04	12:37 16:19

上郡駅 ⇒ 播磨科学公園都市 ⇒ 播磨新宮駅			
上郡駅		9:20	12:45
上郡町内全ての路線バス停留所		～	～
テクノ中央		9:39	13:04
芝生広場		9:40	13:05
西播磨総合 リハビリセンター	着	9:44	13:09
	発	11:05	13:45
芝生広場		11:09	13:49
(新)角亀		11:13	13:53
(新)伊加立		11:15	13:55
西栗栖駅		11:17	13:57
(新)栗町		11:21	14:01
(新)千本		11:23	14:03
千本駅		11:24	14:04
(新)福栖		11:27	14:07
(新)東栗栖小学校		11:29	14:09
(新)平野		11:30	14:10
(新)ふれあいしんぐう		11:32	14:12
播磨新宮駅		11:34	14:14

※赤字は新設するバス停

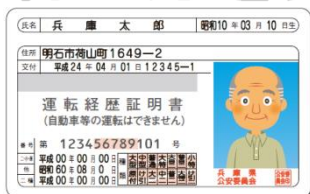
播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス運行ルート及びバス停の新設（案）



は既存のバス停
 は新設するバス停

高齢者運転免許証自主返納促進事業

運転免許証を自主返納した 高齢者の方を支援します



◆支援内容

- ① たつの市コミュニティバス及び播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの無料定期券（3年間有効）並びにたつの市市民乗り合いタクシー乗車券（1枚200円分）を60枚交付します。
- ② 「運転経歴証明書」を取得された方に、取得にかかった手数料を助成します。
「運転経歴証明書」・・・提示すると各種交通機関・施設で割引等のサービスが受けられ、身分証明書としても使用できます。

◆対象となる方

- ① の対象者・・・平成27年4月1日以降に運転免許証を自主返納された満65歳以上の方と、その配偶者で運転免許証を持たない方
- ② の対象者・・・平成27年4月1日以降に運転免許証を自主返納され、かつ、運転経歴証明書の交付を受けた満65歳以上の方

◆申請に必要なもの

- ・ 申請書(たつの市高年福祉課及び各総合支所市民福祉課の窓口にあります。)
 - ・ 印鑑
 - ・ 申請による運転免許証の取消通知書の写し
- ※運転経歴証明書を取得された方は以下のものもご持参ください
- ・ 運転経歴証明書の写し
 - ・ 申請者名義の通帳

※たつの警察署で自主返納される際は、午後の窓口がすいています。

◆◆◆申請及び問合せ先◆◆◆

たつの市 高年福祉課	TEL	0791-64-3152
新宮総合支所 市民福祉課	TEL	0791-75-0253
揖保川総合支所 市民福祉課	TEL	0791-72-2523
御津総合支所 市民福祉課	TEL	079-322-1451

たつの市地域公共交通網形成計画実施状況の確認及び評価・検証について

1 地域公共交通網形成計画に基づく平成 29 年度の事業実施状況

平成 29 年 3 月に策定した「たつの市地域公共交通網形成計画」（以下、「地域公共交通網形成計画」という。）に基づく、平成 29 年度の事業の実施状況は、以下のとおりです。

< 地域公共交通網形成計画に基づく平成 29 年度の事業実施状況 >

施策の方向性		実施内容	実施状況
1-1	公共交通ネットワークの構築	コミュニティバスの運行改善（バス停の追加、ダイヤ改正等）	実施済
		市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の本格運行（市内全域運行）開始	実施済
		播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」の運行	実施済
1-2	各公共交通を結節する交通拠点の機能強化	JR竜野駅周辺整備事業の推進に向けた検討	検討中
		御津総合支所の建て替えに伴うバス・市民乗り合いタクシー乗り継ぎ拠点の整備検討	検討中
2-1	多様な主体や交通手段の連携による公共交通利便性の向上	パーク＆ライド及びサイクル＆ライド利用による駐車・駐輪料金の助成	実施済
		コミュニティバスへのICカードの導入	実施済
		バス待合環境の改善	該当箇所なし
2-2	積極的な公共交通情報の発信	総合時刻表及びポケット時刻表の作成・配布	実施予定 （平成30年3月）
		「広報たつの」及び市ホームページにおける公共交通情報の発信	実施中
3-1	公共交通利用に対する市民・企業意識の醸成	モビリティ・マネジメント（MM）の実施	実施中
		エコ通勤・ノーマイカーデー等の推進	実施中
		JR姫新線・コミュニティバス等における作品展示	実施済
		参加型イベントの実施 （市民乗り合いタクシー体験乗車、JR姫新線車内イベント等）	実施済
3-2	福祉・観光と公共交通が一体となったまちづくりの推進	「高齢者タクシー事業」及び「障害者福祉タクシー利用料補助事業」の実施	実施中
		「高齢者運転免許証自主返納促進事業」の実施	実施中
		交通拠点周辺におけるバリアフリー化の推進	該当箇所なし
		市内のイベント開催時におけるシャトルバスの運行	実施中
		電動自転車レンタル事業「たつのめぐりんお」の実施	実施中

2 計画の数値目標及び施策の方向性別の数値目標

地域公共交通網形成計画の基本理念『みんなでお出かけできる元気なまち「たつの」』と、これに基づいて定めた「ネットワークをつくる」「連携してまもる」「地域と一体となって育てる」の3つの計画目標の達成状況を定量的に把握するため、「公共交通利用者数」と「公共交通の便利さの満足度」の2つの数値目標を掲げています。

また、上記の3つの計画目標に対応した各施策についても、達成状況を定量的に把握するための評価指標を設定しています。

< 計画全体の評価指標及び数値目標 >

評価指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
公共交通利用者数	7,164 人/日	7,400 人/日
公共交通の便利さの満足度	16.9%	20.0%

< 施策の方向性別の評価指標及び数値目標 >

計画目標	施策の方向性	評価指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
1. ネットワークをつくる	1-1 公共交通ネットワークの構築	コミュニティバス・市民乗り合いタクシー利用者数	80,303 人/年 ※コミュニティバス のみの利用者数	110,000 人/年
	1-2 各公共交通を結節する交通拠点の機能強化	市内鉄道駅乗車人数	5,809 人/日	5,980 人/日
2. 連携してまもる	2-1 多様な主体や交通手段の連携による公共交通利便性の向上	JR姫新線利用による通勤・通学者への駐車・駐輪料金の助成人数	83 人/年	100 人/年
		コミュニティバスにおけるICカード利用者数	0 人/年	3,500 人/年
	2-2 積極的な公共交通情報の発信	たつの市ホームページ交通関連ページ閲覧人数	22,558 人/年	31,000 人/年
3. 地域と一体となって育てる	3-1 公共交通利用に対する市民・企業意識の醸成	モビリティ・マネジメント(MM)参加人数	400 人/年	1,150 人/年
	3-2 福祉・観光と公共交通が一体となったまちづくりの推進	高齢者タクシー利用料助成件数	1,355 件/年	1,600 件/年
		障害者福祉タクシー利用料助成件数	204 件/年	250 件/年
		運転免許証自主返納によるコミュニティバス無料定期券及び市民乗り合いタクシー乗車券申請件数	157 件/年	340 件/年

3 計画の数値目標及び施策の方向性別の評価指標の達成状況、評価・検証

「2 計画の数値目標及び施策の方向性別の数値目標」で示した各数値目標について、計画策定後の年度別実績値と、今年度（平成 29 年度）における目標達成率を整理し、地域公共交通網形成計画の達成状況を把握します。

（1）計画全体の数値目標の達成状況の評価・検証

計画全体の目標としては「公共交通利用者数」と「公共交通の便利さの満足度」を定めていますが、このうち「公共交通の便利さの満足度」については、平成 33 年度に実施予定の市民全体を対象としたアンケート調査で把握することとしているため、ここでは「公共交通利用者数」の達成状況を把握することとします。

各公共交通の利用実績及び目標達成率は以下に示すとおりであり、このうちコミュニティバスは、目標値に対する達成率が 147%と目標を大きく上回っています。この要因として、平成 29 年 4 月の南北連結ルートの増便（13 便/日から 19 便/日への増便）や 10 月の I C カードによる運賃支払いシステムの導入、また利用者の声を反映したダイヤ改正により、通勤・通学時の利便性が向上したことが挙げられます。

一方で、市民乗り合いタクシーは目標値に対する達成率が 61%となっています。この要因として、今年度が運行初年度であり、運行開始当初は利用に関する周知が十分でなかったことに加え、現状の予約期限や予約方法に対して抵抗を感じる方がいることや、市民乗り合いタクシーの利用が進んでいない地域があることが挙げられます。

＜ 計画全体の数値目標（公共交通利用者数）の達成状況 ＞

公共交通機関		平成27年度 現状値 (計画に記載)	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値※1	平成33年度 目標値 (計画に記載)	平成29年度 目標達成率
JR姫新線		3,640人/日	3,690人/日	※2	3,750人/日	※2
JR山陽本線		2,169人/日	2,177人/日		2,230人/日	
路線バス		1,082人/日	1,131人/日		1,040人/日	
コミュニティ バス	南北連結ルート	140人/日	156人/日	206人/日	140人/日	147%
	その他ルート	133人/日	109人/日	—	—	—
市民乗り合いタクシー		—	42人/日	147人/日	240人/日	61%
合 計		7,164人/日	7,305人/日	※2	7,400人/日	※2

※1 平成 30 年 1 月末時点の実績値を基に、年間の実績値を推計

※2 運行事業者による利用者数データの公表後、次年度（平成 30 年度第 1 回）の地域公共交通会議にて報告予定

(2) 施策の方向性別の数値目標の達成状況、評価・検証

① 計画目標1「ネットワークをつくる」における達成状況

計画目標1「ネットワークをつくる」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりであり、このうち「コミュニティバス・市民乗り合いタクシー利用者数」の目標達成率は94%となっています。

ただし、「(1) 計画全体の数値目標の達成状況の評価・検証」で示したとおり、市民乗り合いタクシーの目標達成率は61%に留まっていることから、市民乗り合いタクシーの利用者数の増加によって目標の達成が可能であると考えられます。

< 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標1「ネットワークをつくる」）>

施策の方向性	評価指標名	平成27年度 現状値 (計画に記載)	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値※1	平成33年度 目標値 (計画に記載)	推計値 目標達成率
1-1 公共交通 ネットワークの構築	コミュニティバス・市民乗り合い タクシー利用者数	80,303人/年 ※コミバスのみ	80,555人/年	103,446人/年	110,000人/年	94%
1-2 各公共交通を結節する 交通拠点の機能強化	市内鉄道駅乗車人数	5,809人/日	5,867人/日	※2	5,980人/日	※2

※1 平成30年1月末時点の実績値を基に、年間の実績値を推計

※2 運行事業者による利用者数データの公表後、次年度（平成30年度第1回）の地域公共交通会議にて報告予定

② 計画目標2「連携してまもる」における達成状況

計画目標2「連携してまもる」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりであり、いずれの評価指標も、平成33年度の目標値を達成しています。

このうち「JR姫新線利用による通勤・通学者への駐車・駐輪料金の助成人数」の達成率が164%と目標を大きく上回っています。その要因としては、助成対象者の要件を播磨科学公園都市圏域定住自立圏内在住の方に広げたことと学生の助成対象者は、助成期間を最大12月から36月に拡大したことが挙げられます。

< 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標2「連携してまもる」）>

施策の方向性	評価指標名	平成27年度 現状値 (計画に記載)	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値※1	平成33年度 目標値 (計画に記載)	推計値 目標達成率
2-1 多様な主体や 交通手段の連携による 公共交通利便性の向上	JR姫新線利用による通勤・ 通学者への駐車・駐輪料金の 助成人数	83人/年	87人/年	164人/年	100人/年	164%
	コミュニティバスにおける ICカード利用者数	0人/年	0人/年	4,168人/年	3,500人/年	119%
2-2 積極的な公共交通 情報の発信	たつの市ホームページ 交通関連ページ閲覧人数	22,558人/年	30,745人/年	33,426人/年	31,000人/年	108%

※1 平成30年1月末時点の実績値を基に、年間の実績値を推計

(ICカード利用者数のみ、平成29年10月～平成30年1月の実績値を基に年間の実績値を推計)

③ 計画目標 3 「地域と一体となって育てる」における達成状況

計画目標 3 「地域と一体となって育てる」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりです。

このうち、「障害者福祉タクシー利用料助成件数」は、目標達成率が 80%とやや低いため、障害者の方に対し、市民乗り合いタクシーへの積極的な乗車を呼び掛ける等、利用促進策を展開する必要があります。

また、「運転免許証自主返納によるコミュニティバス無料定期券及び市民乗り合いタクシー乗車券申請件数」の目標達成率も 81%とやや低くなっていますが、申請件数は平成 28 年度に比べ、平成 29 年度は大きく増加していることから、今後も運転免許証自主返納に関する情報の周知に努めることにより、申請件数の更なる増加が期待できます。

< 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標 3 「地域と一体となって育てる」） >

施策の方向性	評価指標名	平成27年度 現状値 (計画に記載)	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値※1	平成33年度 目標値 (計画に記載)	推計値 目標達成率
3-1 公共交通利用に対する 市民・企業意識の醸成	モビリティ・マネジメント (MM)参加人数	400人/年	346人/年	1,059人/年	1,150人/年	92%
3-2 福祉・観光と公共 交通が一体となった まちづくりの推進	高齢者タクシー利用料 助成件数	1,355件/年	1,406件/年	1,444件/年	1,600件/年	90%
	障害者福祉タクシー利用料 助成件数	204件/年	204件/年	199件/年	250件/年	80%
	運転免許証自主返納による コミュニティバス無料定期券 及び市民乗り合いタクシー 乗車券申請件数	157件/年	163件/年	276件/年	340件/年	81%

※1 平成 30 年 1 月末時点の実績値を基に、年間の実績値を推計

総合時刻表及びポケット時刻表の発行について

本市における公共交通の運行情報を網羅した「総合時刻表」と、外出時に持ち運びが便利な「ポケット時刻表」を下記のとおり発行します。

	たつの市総合時刻表 「たつの市おでかけ時刻表」	たつの市ポケット時刻表 「たつの市おでかけ時刻表ポケット版」
概 要	たつの市内で運行する公共交通の運行情報（路線図、時刻表、料金表等）をまとめた、総合的な時刻表	外出時に手軽に持ち運びができるよう、総合時刻表から主要な情報（時刻表、料金表等）を抜粋した、ポケットサイズの時刻表
サイズ	A 4	A 6
発行部数	10,000部	40,000部
発行時期	平成30年3月23日	平成30年3月23日
配布方法	・市内の公共施設、観光施設、病院等に設置	・市内の全世帯に配布 ・市内の公共施設、観光施設、病院等に設置

バス旅ひょうご企画乗車券の発行について (西播磨きっぷについて)

兵庫県バス協会、兵庫県、沿線市町、県内バス事業者が協同し、観光誘客を図る取り組みとして「バス旅ひょうご 2018」キャンペーンを実施し、下記のとおり企画乗車券を発行いたします。

記

1 企画乗車券使用期間

平成 30 年 4 月 1 日(日)～平成 31 年 1 月 31 日(木)

2 使用エリア(周遊エリア)

- (1) ウエスト神姫乗合路線バス 全線
- (2) 神姫バス、姫路駅発着の龍野線・山崎線・前之庄山之内線・姫路港線
- (3) たつの市コミュニティバス 南北連結ルート
- (4) 播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」
- (5) 赤穂観光周遊バス「陣たくん号」
- (6) 赤穂市コミュニティバス「ゆらのすけ」
- (7) 東備西播圏域定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」
- (8) 上郡町コミュニティバス「愛のり号」

3 設定乗車券券種及び設定運賃

- (1) 西播磨 1 デイフリーきっぷ(仮称)
運賃：大人 1, 500 円 小人 750 円
周遊エリア内(1 日乗り放題)

- (2) 西播磨 1 デイフリーきっぷプラス(仮称)
運賃：大人 3, 700 円 小人 1, 850 円
周遊エリア内(1 日乗り放題)＋高速バス山崎三宮線 1 往復

たつの市地域公共交通会議規約

(趣旨)

第1条 この規約は、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他交通会議について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく持続可能な地域公共交通網の形成を図るために必要な事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及びその他旅客の利便性増進並びに地域の事情に即した輸送サービスの実現を図るために必要な事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人をもって組織する。

2 委員は、副市長及び別表に掲げる者のうちから市長が任命、又は委嘱する者。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、第3条第2項に規定する委員のうちから会長が指名する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行い、その結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 交通会議を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会長が必要と認めるときは、交通会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意

見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第8条 やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第9条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第10条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第11条 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループ)

第13条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者をワーキンググループ委員とすることができる。

3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

(事務局)

第14条 交通会議の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局はたつの市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第15条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第16条 交通会議の運営に関する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第17条 会長は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。

(決算)

第18条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく決算を調製し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第5条第5項の規定により当該監査の報告があった時は、当該監査に付した決算について交通会議の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第19条 交通会議の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第20条 交通会議は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第21条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年10月28日から施行する。

(経過措置)

2 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会計年度の特例)

3 交通会議の設立された日の属する年度の会計年度については、第15条の規定にかかわらず、設立された日から平成28年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

委 員
市民団体又は市民の代表
交通事業者の職員
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般社団法人兵庫県タクシー協会の代表者又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長又はその指名する者
兵庫県たつの警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
たつの市の関係機関の職員
その他交通会議の運営に必要と認める者

たつの市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、たつの市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第19条の規定に基づき、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、規約第17条又は第18条の規定により予算又は決算に係る承認を得たときは、当該承認された予算又は決算を速やかにたつの市長に報告しなければならない。

(出納員)

第3条 会長は、交通会議の出納その他会計事務を補助させるため、事務局職員のうちから出納員を命ずるものとする。

2 出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、たつの市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 会長は、交通会議に属する現金等を、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(収入及び支出の手続)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、たつの市の例により行うものとする。

2 会長又は出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成２７年１０月２８日から施行する。

別表第１（第４条関係）

款	項	目
１ 負担金	１ 負担金	１ 負担金
２ 補助金	１ 補助金	１ 補助金
３ 委託金	１ 委託金	１ 委託金
４ 繰越金	１ 繰越金	１ 繰越金
５ 諸収入	１ 諸収入	１ 雑入

別表第２（第４条関係）

款	項	目
１ 運営費	１ 会議費	１ 会議費
	２ 事務費	１ 事務費
２ 事業費	１ 事業費	１ 事業費
３ 返還金	１ 返還金	１ 返還金
４ 予備費	１ 予備費	１ 予備費